

「第4次しばた男女共同参画推進プラン」2021実施計画調査票

○:事業実施 △:一部実施 ×:未実施 ■:廃止

基本目標1 男女共同参画社会の形成に向けた意識づくり

重点目標(1)あらゆる機会における男女平等の意識づくり

施策の方向 ①男女共同参画社会の実現に向けた広報と啓発活動の推進

No.	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業実施	2021年度 事業計画	担当課
1	フェスティバル	・男女共同参画の視点を入れたテーマで講演会を開催し、男女共同参画の推進について広く啓発する。 ・毎年、男女共同参画の問題を提起するワークショップやパネル展示等を行い、女と男のよりよいパートナーシップについて考える場を設ける	・あらゆる人権啓発を目的とした「2020しばた人権フェスティバル」を開催する。 ・男女共同参画推進団体懇談会事業を人権フェスティバル内に開催する。 ・男女共同参画推進団体懇談会の加盟団体に、人権フェスティバル内でパネル展示を依頼し、男女共同参画に係る活動を市民に知ってもらう。	・2019しばた人権フェスティバル 日時:12月13日 来場者総数200人 ・講演会「10年後の私たちへ～コロナ差別から見えてきたリスクとの向き合い方」 講師:森光雄雄 ・男女共同参画推進団体懇談会主催講演会「コロナの陰でステイホームできない少女たち」 講師:橘ジュン ・パネル展示(団体活動紹介等) ・本人通知制度の説明	【成果・効果内容】 コロナ事情でありながら、昨年の半分程度、市民等の参加があり、男女共同参画の意識啓発をすることができた。懇談会主催講演会では、居場所を失った子どもたち、女性たちの実態や自立に向けた支援活動など、講話を通じて不安や差別で苦しんでいる人の気持ちが理解できた。 【課題】 「男女共同参画」について理解してもらったため、幅広い年代や性別を問わず関心を持ってもらえるような啓発活動が必要である。	○	・あらゆる人権啓発を目的とした「2021しばた人権フェスティバル」を開催する。 ・男女共同参画推進団体懇談会事業を人権フェスティバル内に開催する。 ・男女共同参画推進団体懇談会の加盟団体に、人権フェスティバル内でパネル展示を依頼し、男女共同参画に係る活動を市民に知ってもらう。	人権啓発課
2	男女共生市民講座	・男女共同参画推進団体懇談会と共催し、身近なテーマにそって講座を開催し、各地区公民館等と連携しながら男女共同参画社会についての啓発を行う	・男女共同参画推進団体懇談会と共催し、身近なテーマにそって講座を開催し、男女共同参画社会についての啓発を行う。 ・新潟県女性財団に事業協力を求め、性別による固定的な役割分担意識を解消するための講座を設ける。	・男女共生市民講座 ・地域とつくる防災フォーラム「災害時における避難所の実態と避難所生活を支えるために～新型コロナウイルス感染症対策や多様な配慮の視点を踏まえて～」 11/14(土)参加者110人(新発田市社会福祉協議会主催) 講師:一般社団法人ピースポート災害支援センター 現地コーディネーター:幸島友香里 ・「チーム夫婦」のスズメ 夫婦で運動!夫婦で話す 3/14(日) コロナ感染拡大による中止 講師:内山麻理子(予定) ・ワーク・ライフ・バランス推進事業 「こんな時だからこそ働き方改革!ワーク・ライフ・バランスは、経営戦略～イクボスで、成果と笑顔がともにアップ～」 11/27(金)オンライン(ZOOM)参加者45人 講師:川島高之	【成果・効果内容】 市民等の参加があり、男女共同参画の意識啓発をすることができた。 【課題】 情報の収集を行い、より関心の高い課題の把握や市民が参加しやすかつ興味を持って講座を中央公民館等と連携しながら開催していく。	○	・男女共同参画推進団体懇談会と共催し、身近なテーマにそって講座を開催し、男女共同参画社会についての啓発を行う。 ・新潟県女性財団に事業協力を求め、性別による固定的な役割分担意識を解消するための講座を設ける。	人権啓発課
				実施なし	【成果・効果内容】 なし(実施なし) 【課題】 生涯学習を通して、男女ともに多様な生き方を選択できる力を習得し、固定的な性別役割分担を是正できるよう、地域性、年代等をくみ取り、人権啓発と連携し、講座内容に反映していく必要がある。	×	実施予定なし	各地区公民館
3	広報、市ホームページ等による啓発	・事業へのPR、男女共同参画についてのコラムなどを掲載する。 ・アンケートやプランをホームページにのせる ・ラジオや市ホームページなど多数な媒体を活用し、情報提供、意識啓発を行う	・広報しばたやFMラジオなどの広報媒体を通じて男女共同参画についての啓発をする。 ・男女共同参画週間及び2020フェスティバル開催前にFMラジオ(エフエム情報ランド)に出演 ・「広報しばた」に男女共同参画に関するコラムを掲載 ・第4次しばた男女共同参画推進プランの事業実績等をホームページに掲載	・男女共同参画週間併せFMしばた(エフエム情報ランド)に出演し男女共同参画について啓発を行った。 ・「第4次しばた男女共同参画推進プラン」の事業実績等をホームページに掲載した。 ・「広報しばた」11月20日号に男女共同参画に関するコラムを掲載した。(性犯罪、性暴力)	【成果・効果内容】 広報、FMラジオ当で男女共同参画について知識や情報を提供した。 【課題】 広報誌の記事の内容充実やホームページなどを利用した情報提供を行っていく必要がある。	○	・広報しばたやFMラジオなどの広報媒体を通じて男女共同参画についての啓発をする。 ・男女共同参画週間及び2021フェスティバル開催前にFMラジオ(エフエム情報ランド)に出演 ・「広報しばた」に男女共同参画に関するコラムを掲載 ・第4次しばた男女共同参画推進プランの事業実績等をホームページに掲載	人権啓発課

施策の方向 ②各種団体と連携した広報・啓発活動の推進

No.	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業実施	2021年度 事業計画	担当課
4	各種団体との連携による広報・啓発	・男女共同参画推進団体懇談会や各種団体・企業・事業者団体と連携し、広報・啓発を推進する	・新発田市男女共同参画推進団体懇談会や新発田女性会議その他の市内女性団体等と連携し、男女共同参画の啓発を推進する。	・企業向け研修会で男女共同参画に関するリーフレットを配布し、啓発を行った。 ・市内6高校の新生1年生に男女共同参画に関するリーフレットを配布、啓発を行った。 ・新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏事業男女共同参画推進事業を開催した。 オンライン(ZOOM)講演会「こんな時だからこそ、働き方改革!ワーク・ライフ・バランスは、経営戦略～イクボスで、成果と笑顔がともにアップ～」 11/27(金) 講師:川島高之 参加者45人	【成果・効果内容】 団体等と連携し、広報・啓発活動を通じて男女共同参画への意識啓発を図った。 【課題】 新発田女性会議その他の市内女性団体等と連携し、一層の男女共同参画の啓発を推進していく必要がある。	○	・新発田市男女共同参画推進団体懇談会や新発田女性会議その他の市内女性団体等と連携し、男女共同参画の啓発を推進する。	人権啓発課

重点目標(2)あらゆる場における男女平等意識の浸透

施策の方向 ①家庭内における男女平等意識の浸透

No.	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業実施	2021年度 事業計画	担当課
5	保護者への男女平等教育の啓発	・PTA、保護者会、家庭教育学級などの学習機会を通じて、保護者に対して男女平等について広く普及啓発を行う	・部落解放関東女性集會に、保育園の園長・副園長を参加させ、男女平等教育等について意識向上を図る。	・部落解放関東女性集會が新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となったため、保育園の副園長を参加させることができなかった。 ・毎月開催される園長会議において、男女共同参画の視点に立った保育ができるよう情報提供を行い、男女共同参画についての推進を図ることができた。	【成果・効果内容】 園長会議で情報提供を行い、男女平等教育等の意識向上を高めることができた。 【課題】 関係機関との連携を密にして一層の参加者増、普及啓発を図っていく必要がある。	○	・部落解放関東女性集會に、保育園の園長・副園長を参加させ、男女平等教育等について意識向上を図る。	こども課
			・PTA講座において、人権啓発課と協力し男女共同参画に関するリーフレットを配布し、意識の啓発を図っていく。	・学校教育課主催のPTA講座において、人権啓発課と協力し男女共同参画に関するリーフレットを配布し、啓発を図った。	【成果・効果内容】 保護者に対する男女共同参画についての意識の啓発を図ることができた。 【課題】 参加者が限られていることから、より多くの保護者にリーフレットの配布を進める必要がある。	○	・PTA講座において、人権啓発課と協力し男女共同参画に関するリーフレットを配布し、意識の啓発を図っていく。	学校教育課

「第4次しばた男女共同参画推進プラン」2021実施計画調査票

○:事業実施 △:一部実施 ×:未実施 ■:廃止

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業 実施	2021年度 事業計画	担当課
				・実施予定なし	実施なし	【成果・効果内容】 なし(実施なし) 【課題】 講座、教室など学習機会を通じて、普及啓発を図っていく必要がある。	×	実施予定なし	生涯学習課
5		保護者への男女平等教育の啓発	・PTA、保護者会、家庭教育学級などの学習機会を通じて、保護者に対して男女平等について広く普及啓発を行う	・PTA講座において、男女共同参画に関するリーフレットを配布し、意識の啓発を図っていく。	・学校教育課主催のPTA講座において、男女共同参画に関するリーフレットを配布し、啓発を図った。	【成果・効果内容】 保護者に対する男女共同参画についての意識の啓発を図ることができた。 【課題】 参加者が限られていることから、より多くの保護者にリーフレットの配布を進める必要がある。	○	・PTA講座において、男女共同参画に関するリーフレットを配布し、意識の啓発を図っていく。	人権啓発課

施策の方向 ②学校等における男女平等教育の深化

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業 実施	2021年度 事業計画	担当課
6		保育士、教職員への男女平等教育の啓発	・保育士、教職員への、職員啓発の一環として男女平等教育への必要性を啓発していく	・階層別の同和問題研修において、園長・副園長を対象に人権問題研修を行い、男女共同参画も含め人権意識の向上を図る。 ・部落解放関東女性集会上、保育園の園長・副園長を参加させ、男女平等教育等について意識づくりを図る。	・園長、副園長を対象とした同和問題研修を実施し人権意識の向上を図った(園長・副園長受講者人数13人) ・部落解放関東女性集会上、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となった。	【成果・効果内容】 研修等に参加することで、人権意識の向上が図られ、職員間での人権問題等に関する教育の指導方法の情報共有が行われた。 ・新型コロナウイルス感染症の推移を見ながら、男女平等教育関連の集会上に、保育園の園長、副園長を参加させ、男女平等教育等について意識づくりを図る。	△	・階層別の同和問題研修において、園長・副園長を対象に人権問題研修を行い、男女共同参画も含め人権意識の向上を図る。 ・新型コロナウイルス感染症の推移を見ながら、男女平等教育関連の集会上に、保育園の園長、副園長を参加させ、男女平等教育等について意識づくりを図る。	人事課
				・男女共生市民講座等に職員研修の一環として参加させ、意識の啓発を図っていく。 ・新採用職員には、階層別研修で人権問題研修を実施する。	・新採用職員には、人事課で実施する階層別研修で人権問題研修に参加させた。 ・毎月開催される園長会議において、男女共同参画の視点に立った保育ができるように情報提供を行った。	【成果・効果内容】 職員研修の一環として実施し、男女共同参画意識を高めることができた。 【課題】 関係機関との連携を密にして一層の参加者増、普及啓発を図っていく必要がある。	○	・男女共生市民講座等に職員研修の一環として参加させ、意識の啓発を図っていく。 ・新採用職員には、階層別研修で人権問題研修を実施する。	こども課
				・保育士、教職員への、職員啓発の一環として男女平等教育への必要性を啓発していく。	・保育士、教職員に対し、男女共生市民講座や人権フェスティバルなどについて周知を行った。	【成果・効果内容】 市の講座利用について、呼びかけを行ったが、参加者が少なかった。 【課題】 市の講座利用について、多様な周知・広報を行っていく必要がある。	○	・保育士、教職員への、職員啓発の一環として男女平等教育への必要性を啓発していく。	学校教育課
				・男女共生市民講座等に職員研修の一環として参加させ、意識の啓発を図っていく。	8月27日開催の人権啓発講座を職員研修の一環として行い、意識の啓発を図った。 「インターネットと人権」講師：一戸信哉	【成果・効果内容】 職員に対する男女共同参画についての意識啓発を図ることができた。 【課題】 男女共同参画に対する取り組みの推進について、引き続き職員意識の醸成を図っていくことが重要と考える。	○	・男女共生市民講座等に職員研修の一環として参加させ、意識の啓発を図っていく。	人権啓発課
7		学校運営における男女平等の推進	・校務分掌や研究会等において、性別による固定的な役割分担とならないよう男女平等を推進する	・校務分掌や研究会等において性別による固定的な役割分担とならないよう、校長会等を通じて徹底する。	・校務分掌や研究会等において性別による固定的な役割分担とならないよう、校長会等を通じて指導を行った。	【成果・効果内容】 校務分掌において、性別による固定的な役割分担を命じることはなかった。 【課題】 性に関するハラスメント等に関する意識を校内で共有する必要がある。	○	・校務分掌や研究会等において性別による固定的な役割分担とならないよう、校長会等を通じて指導を徹底する。また、性に関するハラスメントの防止についても同様に指導を徹底する。	学校教育課
8		教育課程における男女平等の推進	・教育課程において男女平等教育を位置付ける研究を推進する ・道徳にける「公正・公平」、「友情・信頼」等の学習内容で男女平等の視点による指導を行う ・男女平等教育の副読本・パンフレットの活用を図る ・性別に捉われない進路指導を実施する	・教育課程において男女平等教育を位置付け、推進する。 ・男女平等教育の視点による教科書・教材等の見直しを図る。 ・性別に捉われない進路指導を実施する。	・教育課程において男女平等教育を位置付け、推進した。 ・男女平等教育の視点による教科書・教材等の見直しを図った。 ・性別に捉われない進路指導を実施した。	【成果・効果内容】 各学校で、男女平等や男女差別の防止等に関して、各教科や道徳授業で行い、児童生徒にその意識をもたせることができた。 【課題】 ジェンダー平等に関する教育を推進する必要がある。	○	・教育課程においてジェンダー平等の教育を位置付け、推進する。 ・男女平等教育の視点による教科書・教材等の見直しを図る。 ・性別に捉われない進路指導を実施する。	学校教育課

施策の方向 ③企業・民間団体等への啓発活動の推進【女性活躍推進計画】

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業 実施	2021年度 事業計画	担当課
9		企業・団体等における意識啓発	・企業・団体等に対し、セミナー、広報紙による周知・啓発を図る ・雇用主や事業主に対して男女平等意識を共有するための研修会の実施を促す	・企業や事業主に対し、企業内研修の開催や市の講座利用について、市ホームページや関係機関を通して呼び掛ける。	・企業団体に対し、ワークライフバランスセミナーなどの講座について周知を行った。	【成果・効果内容】 市の講座利用について、呼びかけを行ったが、参加者が少なかった。 【課題】 多くの企業等に企業内研修の開催や市の講座利用について、多様な周知・広報を行っていく必要がある。	○	・企業や事業主に対し、企業内研修の開催や市の講座利用について、市ホームページや関係機関を通して呼び掛ける。	商工振興課
					・商工会議所、商工会、ハローワーク等に対し、男女共生市民講座やワークライフバランスセミナーについて周知し、参加を呼びかけた。 ・市ホームページでワークライフバランスへの取組を支援する制度やサイトを紹介する項目を掲載した。	【成果・効果内容】 市の講座利用について、呼びかけを行い、参加者が昨年度より多くの企業の参加があり、啓発を図ることができた。 【課題】 多くの企業等に市の講座利用について、事業のさらなる周知・啓発を行っていく必要がある。	○	・企業や事業主に対し、企業内研修の開催や男女共生市民講座の利用について、市ホームページや関係機関を通して呼び掛ける。	人権啓発課

施策の方向 ④地域社会における男女平等意識の浸透

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業 実施	2021年度 事業計画	担当課
10		地域における男女共同参画に関する啓発	・地域で公民館高齢者学級等において男女共同参画において普及及び啓発を行う	・実施予定なし	実施なし	【成果・効果内容】 なし(実施なし) 【課題】 生涯学習を通して、男女ともに多様な生き方を選択できる力を習得し、固定的な性別役割分担を是正できるよう、地域性、年代等をくみ取り、人権啓発と連携し、講座内容に反映していく必要がある。	×	実施予定なし	各地区公民館

「第4次しばた男女共同参画推進プラン」2021実施計画調査票

○:事業実施 △:一部実施 ×:未実施 ■:廃止

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業 実施	2021年度 事業計画	担当課
				・高齢者大学の参加者に対して、男女共生市民講座の参加について呼びかけを行う。	・男女共同参画の男女共生市民講座の参加を依頼したが、参加がなかった。	【成果・効果内容】 特になし 【課題】 参加しやすい講座づくりを進める必要がある。	△	・高齢者大学の参加者に対して、男女共生市民講座の参加について呼びかけを行う。	人権啓発課
11		地域への啓発	・地域住民を対象に広報誌や出前講座等による男女共同参画についての理解の促進を図る	・地域住民に対し、男女共同参画啓発リーフレット等を配布し、男女共同参画についての理解の促進を図る。	・出前講座の開催依頼がなかった。 ・市内6高校の新1年生に男女共同参画に関するリーフレットを配布、啓発を行った。	【成果・効果内容】 広報等を通じて男女共同参画への意識啓発を図った。 【課題】 出前講座の実施講座を増やす工夫が必要。地域に向けた、継続的な広報と啓発活動が必要がある。	○	・地域住民に対し、男女共同参画啓発リーフレット等を配布し、男女共同参画についての理解の促進を図る。	人権啓発課

重点目標(3) 男女平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し

施策の方向 ①男女平等意識の調査と実態把握

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業 実施	2021年度 事業計画	担当課
12		実態把握	・「男女共生市民講座」や「男性向け男女共同参画セミナー」の際に行うアンケートの中で「男女共同参画という言葉を知っていますか」「男は仕事、女は家庭という考え方をどう思いますか」「男は仕事、女は家庭を守るべきだ」という考え方にどう思いますか」という設問を継続して盛り込み、実態を把握する	・「男女共生市民講座」等のアンケートに「男女共同参画という言葉を知っていますか」「男は仕事、女は家庭という考え方をどう思いますか」という設問を項目を入れ、性別役割分担意識の実態を把握する。	・男女共生市民講座等の際に行うアンケートの中で男女平等意識の調査と実態を把握した。 ・「男女共同参画という言葉を知っていますか」「内容まで知っている」と回答した人の割合:令和2年度27.8%(令和元年度48.9%、平成30年度52.4%) ・「男は仕事、女は家庭という考え方をどう思いますか」に「反対」「どちらからという」と回答した人の割合:令和2年度74.5%(令和元年度79%、平成30年度69.4%)	【成果・効果内容】 アンケートを実施し、男女平等意識の調査と実態把握ができた。 【課題】 引き続き、アンケート調査を行い、実態把握を必要がある。	○	・「男女共生市民講座」等のアンケートに「男女共同参画という言葉を知っていますか」「男は仕事、女は家庭という考え方をどう思いますか」という設問を項目を入れ、性別役割分担意識の実態を把握する。	人権啓発課

施策の方向 ②情報収集と課題の整理及び情報提供

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業 実施	2021年度 事業計画	担当課
13		男女共同参画に関する情報収集・情報提供	・国や県の最新情報を収集し、課題を整理し、男女共同参画交流ルームやホームページ等で情報提供する	・国や県の最新情報を収集し、課題を整理し、男女共同参画交流ルームやホームページ等で情報提供する ・男女共同参画ルームの図書を充実させ、貸出の促進を図る	・内閣府からのデータ冊子を男女共同参画交流ルームに配置し、関係団体をはじめ、関心のある人が閲覧できるようにした。 ・実態把握で行ったアンケート集計結果の分析や、市役所における女性の登用率(審議会等委員、市職員)をホームページに掲載した。 ・男女共同参画に関する図書を購入し、男女共同参画交流ルームに配置し、貸出できるようにした。	【成果・効果内容】 男女共同参画交流ルームを活用し、国や県から送付のあった情報を設置し、男女共同参画に関する内容の広報や啓発を行った。 【課題】 「男女共同参画」の意味を理解してもらうため、幅広い世代に向けた広報と啓発活動が必要。引き続き、情報提供を行う。	○	・国や県の最新情報を収集し、課題を整理し、男女共同参画交流ルームやホームページ等で情報提供する ・男女共同参画ルームの図書を充実させ、貸出の促進を図る	人権啓発課
			・男女共同参画に関する図書・情報コーナーの設置を目的し、資料等の収集を行う	・駅前複合施設図書館に男女共同参画に関する図書・情報コーナーの設置を目的し、図書の購入及び資料等の収集を行う。	・男女参画に関する図書・情報コーナーの設置を目的し、図書購入をした。	【成果・効果内容】 図書の収集を行った 【課題】 引き続き図書購入を行うとともに、貸出の促進に努める	○	・中央図書館に男女共同参画に関する図書・情報コーナーの設置を目的し、図書の購入及び資料等の収集を行う。	中央図書館

基本目標2 仕事と生活の調和と多様な生き方が選択できる環境づくり

重点目標(1) 仕事と家庭の両立支援

施策の方向 ①仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進【女性活躍推進計画】

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業 実施	2021年度 事業計画	担当課
14	女 活	ハッピー・パートナー企業等の登録促進	・関係機関への呼びかけや企業訪問により、ハッピー・パートナー企業への登録を推進し、男女共同参画の推進を図る ・「子育てサポート企業」の認定制度(「くるみん認定企業」)の周知・登録に向けた周知・啓発を図る ・イクボス宣言の広報・周知を図る	・ハッピー・パートナー企業登録の促進を図るため、「広報しばた」やホームページに記載する。 ・県と協力し、市内事業所を訪問し、ハッピー・パートナー企業への登録を推進する。	・ハッピー・パートナー企業登録の促進のため、「広報しばた」やホームページに記載した。 ・企業向け研修会において、ハッピー・パートナー企業のチラシを配布した。 ・新発田市内の登録企業数 40社 ・市ホームページで子育てサポート企業の認定制度やイクボス宣言等の情報を掲載した	【成果・効果内容】 企業向け研修会等においてチラシを配布し、ハッピー・パートナー企業登録を呼び掛けた。 【課題】 引き続き、ハッピー・パートナー企業への登録の必要性等について理解を深めていくために、企業研修や市ホームページ等を活用して広報に努める必要がある。	○	・ハッピー・パートナー企業登録の促進を図るため、「広報しばた」やホームページに記載する。 ・県と協力し、市内事業所を訪問し、ハッピー・パートナー企業への登録を推進する。	商工振興課 人権啓発課
15	女 活	ワーク・ライフ・バランス推進に向けた広報・啓発	・ワーク・ライフ・バランスの推進について、情報提供や講座などを開催し、意識の啓発を図る。	・身近なテーマにそって講座を開催し、ワーク・ライフ・バランスの推進について啓発する。	・ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催 新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏男女共同参画推進事業 こんな時だからこそ働き方改革！ ワーク・ライフ・バランスは、経営戦略 〜イクボスで、成果と笑顔がともにアップ〜 講師:川島高之 11月27日 オンライン(Zoom)講演会 参加者45人	【成果・効果内容】 セミナー実施後のアンケートから、満足度の高い結果が得られた。ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進について、理解を深めることにつながった。 【課題】 今後も企業や事業所の経営者等にワーク・ライフ・バランス推進について発信し、多くの参加が得られるよう内容や広報の工夫が必要である。	○	・身近なテーマにそって講座を開催し、ワーク・ライフ・バランスの推進について啓発する。	商工振興課 人権啓発課

施策の方向 ②子育てと介護・生活支援の充実【女性活躍推進計画】

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業 実施	2021年度 事業計画	担当課
16	女 活	子どもデイサービス事業	・一時的に家庭保育が困難となった1歳以上の未就園児の受け入れを行い、家庭への負担を軽減する	・一時的に家庭保育が困難となった1歳以上の未就園児の保育を実施する。	・一時的に家庭保育が困難となった1歳以上の未就園児の受け入れを各保育園で行い、保護者の負担軽減を図った。(私立13園、市立全園、市社会福祉協議会1か所で開催) 利用者数 840人(延べ人数)	【成果・効果内容】 緊急時の預かり先として機能することで、家庭負担の軽減に寄与していると考え、保育施設等入園の低年齢化が進んでいることから、利用者数自体は減少傾向にある。 【課題】 突発的な利用希望が多いことから、希望に合わせて対応できる人員体制など、十分な受け入れ環境を充実させる必要がある。	○	・一時的に家庭保育が困難となった1歳以上の未就園児の保育を実施する。	こども課

「第4次しばた男女共同参画推進プラン」2021実施計画調査票

○:事業実施 △:一部実施 ×:未実施 ■:廃止

No.	性別	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業実施	2021年度 事業計画	担当課
17	女 活	保育園運営事業 私立保育園支援事業	・保育園での障がい児の受け入れを行い、障がい児の健全育成と保護者の子育て負担を軽減する	・市立保育園において、介助が必要な園児に対し介助員を配置する。 ・私立保育園の障がい児受入れに係る経費の補助を行う。	・市立保育園において、介助が必要な園児に対し介助員を配置し、障がい児の健全育成を図った。 市立保育園 介助が必要な園児62人、介助員35人(発達障がいの子含む) ・障害児等を受け入れている私立保育園等に経費補助対象児童数 133人	【成果・効果内容】 重度障害児、発達遅延等の児童及び発達障がいの子(発達障害者が疑われるグレーゾーン児童)に対し介助員を配置し、障がい児の健全育成と発達支援を行った。  【課題】 必要となる介助員の配置には、人員の確保及び雇用に係る経費の負担軽減が求められている。	○	・市立保育園において、介助が必要な園児に対し介助員を配置する。 ・私立保育園の障がい児受入れに係る経費の補助を行う。	こども課
18	女 活	児童発達支援センター「ひまわり学園」運営事業	・一人ひとりの子どもの発達に応じ、小集団の中で子どもの持つ可能性を引き出すよう療育を行い、保護者の子育て負担を軽減する	(2020年4月から民営化)		【成果・効果内容】   【課題】			こども課
19	女 活	地域子育て支援センター事業	・地域の子育て家庭に対する育児支援を行う	・地域の子育て家庭に対する育児支援を行う	・地域子育て支援センター(市立保育園併設のセンター5か所、市社会福祉協議会の「ほのほの家族」)において、未就園児の遊び場の提供、育児相談等を行い、子育て家庭に対する育児支援を行った。 利用者数 11,290人(延べ)	【成果・効果内容】 未就園児親子の遊び場の提供と合わせて、育児相談、入園相談等が行える場として機能している。  【課題】 ・利用者の拡大に向けて、広報等で周知を図りたい。	○	・地域の子育て家庭に対する育児支援を行う	こども課
20	女 活	子ども発達相談事業	・ことば、心身の発達上の心配をもつ子どもの早期療育と保護者の子育てで不安や負担の軽減を図る	・ことばや心身の発達に心配を抱える子どもを持つ保護者の相談を受け、子どもに適したかわり方の助言や、子どもへ発達支援を行い、保護者の子育てに対する不安や負担の軽減を図る。	・ことばや心身の発達に心配を抱える子どもを持つ保護者へ相談対応を行うとともに、子どもに対し早期から発達支援を行った。 利用者数 265人	【成果・効果内容】 ・保護者の相談に応じ、子どもに対するかわり方の助言や、子どもに対し発達支援を行った。  【課題】 ・保健や教育など、関係分野との連携を密にしながら支援を進める必要がある。	○	・ことばや心身の発達に心配を抱える子どもを持つ保護者の相談を受け、子どもに適したかわり方の助言や、子どもへ発達支援を行い、保護者の子育てに対する不安や負担の軽減を図る。	こども課
21	女 活	家庭児童相談事業	・子どもの養育に関する相談及び指導を行う	・児童虐待をはじめとする家庭養育に関する相談、支援及び関係機関との連絡調整を行う。	・児童虐待をはじめとする家庭養育に関する相談、支援及び関係機関との連絡調整を行った。 相談案件数 381件 相談対応延べ件数 6,929件 個別ケース検討会議 60回	【成果・効果内容】 子育てで不安を抱える保護者からの相談に応じ、必要に応じ関係機関へ繋げた。  【課題】 ケースの課題が複雑化しており、児童虐待の未然防止、早期発見、早期支援のため、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と連携し支援に当たる必要がある。	○	・児童虐待をはじめとする家庭養育に関する相談、支援及び関係機関との連絡調整を行う。	こども課
22	女 活	ファミリー・サポート・センター事業	・仕事と育児の両立と子育てで不安や負担の軽減を図る	・仕事と育児の両立と子育てで不安や負担の軽減を図るため、依頼会員と提供会員の仲介等を行う。	・仕事と育児の両立と子育てで不安や負担の軽減を図るため、依頼会員と提供会員の仲介等を行った。 会員数 依頼会員 313人 提供会員 50人 両方会員 9人 サポート活動数 1,826件	【成果・効果内容】 ・依頼会員の意向や家族状況等に合わせた提供会員の紹介を行った。  【課題】 ・事業を更に拡充させるため、広報等で周知し、提供会員の増加を図りたい。	○	・仕事と育児の両立と子育てで不安や負担の軽減を図るため、依頼会員と提供会員の仲介等を行う。	こども課
23	女 活	児童センター事業 児童文化普及事業	・多くの子どもたちから、施設の利用を通して、遊びや普段接することできない文化等に触れたい、男女共同参画を可能とする環境づくりや健全育成を行う	・放課後等に誰もが自由に利用できる安心、安全な居場所として供するとともに、「しばたの心継承プロジェクト」や体で遊ぶ等の行事を実施し、子どもたちの遊びの指導等を通して新発田への愛着や誇りの醸成を図る。	ちびっこワールド、体力増進行事、季節ごとの行事をはじめ、自由美術館への遊びの指導などを実施 児童センター利用延べ人数 11,788人	【成果・効果内容】 センターの設備を利用した遊びやイベントを通じて子どもたちの心身の成長を育んだ。屋外に大型遊具2台を設置し、多くの子どもたちが来館した。  【課題】 なし	○	・放課後等に誰もが自由に利用できる安心、安全な居場所として供するとともに、「しばたの心継承プロジェクト」や体で遊ぶ等の行事を実施し、子どもたちの遊びの指導等を通して新発田への愛着や誇りの醸成を図る。	児童センター
24	女 活	放課後児童健全育成事業	・児童クラブを設置し、放課後児童の健全育成を図る	・保護者が就労等により居間家庭で保育ができない児童に対し、放課後や夏休みなどの学校休業日に安心して過ごせる生活の場を提供する。市内19児童クラブを運営。	児童クラブ19ヶ所実施 登録延べ人数 14,502人/月平均 1,019人	【成果・効果内容】 クラブに通う児童に対して適切な遊びや生活の場を提供し健全育成を図った。  【課題】 なし	○	・保護者が就労等により居間家庭で保育ができない児童に対し、放課後や夏休みなどの学校休業日に安心して過ごせる生活の場を提供する。	児童センター
25	女 活	子育て支援事業	・子育て中の保護者に対し、遊びの場や親の友だちづくりとしての場を提供し、育児ストレスや育児不安の軽減及び解消を図る	・未就学児の子育て世帯を対象に、交流・遊びの場の提供、育児相談、子育て講座の開催、子育て情報の提供など保護者の育児ストレスや育児不安の軽減及び解消を図る。 また、保護者が気軽に利用できる未就学児の短時間の一時預かりサービスを実施し、子育て中の保護者のリフレッシュや負担軽減を図る。	・未就学児の子育て世帯の交流、遊びの場の提供、育児相談、子育て講座の開催、子育て情報の提供などをし、保護者の育児ストレスや育児不安の軽減および解消を図った。 こどもセンター利用者 38,834人 育児相談数 4件※ ※離乳食等軽微な相談を除いた件数 幼児食講座、おやこキッチン開催数 5回  ・気軽に利用できる未就学児の一時預かりサービスを実施し、子育て中の保護者のリフレッシュや育児負担の軽減を図る。 一時預かりサービス利用者数 230人	【成果・効果内容】 ・オープンから4年が経過し、子育て世帯の交流、情報収集の場として定着している。休日は家族連れや父親と子どもだけの利用も多く、男性保護者にとっても気軽に利用できる場所となってきた。引き続き、子育てが楽しく感じられるような支援を継続し、利用者のニーズに合ったイベントや講座を提供する。 ・一時預かりは可能な限り受け入れを行い、多くの保護者の用事やリフレッシュのための時間として役立った。  【課題】 ・こどもセンターや一時預かりのニーズが高まる反面、有資格者職員の人員確保が課題である。	○	・こどもセンターあそびのひろばの開放 ・あそびのひろばを利用し、各種事業を実施 ・子育て相談、一時預かりの実施	新発田駅前複合施設
			・育児相談、すこやかマタニティ教室、育児教室など、誰もが健康で過ごすことができるよう各種事業を行う	・すこやかマタニティ教室、赤ちゃん教室など各種教室、相談会やかかりつけ保健師による家庭訪問、電話相談などの事業を実施する。	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参加型の事業は規模を縮小して実施した。不安解消のため電話相談や家庭訪問を実施した。 (育児教室19回113人・電話相談1162件・訪問1718件)	【成果・効果内容】 妊婦から子育て中の方が健康で安心して過ごせるよう電話相談・家庭訪問等を丁寧に行った。  【課題】 ・父協が協力して育児に取り組めるよう、より一層の普及や啓発を行なっていく必要がある。	△	・新型コロナウイルス感染症の動向を注視し、すこやかマタニティ教室、赤ちゃん教室などの各種教室、相談会やかかりつけ保健師による家庭訪問、電話相談などの事業を状況に応じて実施していく。	健康推進課
			・電話による子ども教育相談を実施する	・子ども及び、保護者からの相談依頼に基づき、教育相談ならびに就学相談を行う。必要に応じて、学校訪問、面談、発達検査等を実施し、子育てにおける悩みを解消する。	・子ども及び、保護者からの相談依頼に基づき、教育相談ならびに就学相談を実施した。必要に応じて、学校訪問、面談、発達検査等を実施し、子育てにおける悩みの解消につなげた。	【成果・効果内容】 2名のSSWと4名の相談員が教育相談や就学相談を実施した。相談件数は約200件を超えた。  【課題】 相談件数の増加と相談内容の複雑化のため業務の精選が必要と思われる。	○	・子ども及び、保護者からの相談依頼に基づき、教育相談ならびに就学相談を行う。必要に応じて、学校訪問、面談、発達検査等を実施し、子育てにおける悩みを解消する。	学校教育課
			・放課後こども教室を設置し、こどもが放課後等に安全安心に過ごすための居場所の確保や健全育成を支援する	・放課後こども教室を設置し、こどもが放課後等に安全安心に過ごすための居場所の確保や健全育成を支援する。	放課後こども教室4教室を開設し、学習支援や集団の活動を 在籍児童数 月平均 49人	【成果・効果内容】 放課後等に、学習、スポーツなど様々な体験交流活動を支援し、安全安心に過ごすための居場所の確保に努めた。  【課題】 利用ニーズが少ない。	○	・放課後こども教室を設置し、こどもが放課後等に安全安心に過ごすための居場所の確保や健全育成を支援する。	児童センター

「第4次しばた男女共同参画推進プラン」2021実施計画調査票

○:事業実施 △:一部実施 ×:未実施 ■:廃止

No.	性別	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業実施	2021年度 事業計画	担当課
	女		児童広場等の遊び場を提供する。	遊具の更新	公園遊具の更新	【成果・効果内容】 老朽化の著しい遊具を更新し、安全な利用環境を確保できた。 【課題】 老朽化した遊具の更新	○	遊具の更新	維持管理課
26	女	高齢者世帯屋根雪除雪助成事業	・ひとり暮らし高齢者等の屋根雪除雪に要する経費の助成を行う	・ひとり暮らし高齢者等の屋根雪除雪に要する経費の助成を行う	助成件数 241件	【成果・効果内容】 ひとり暮らし高齢者の負担の軽減。 【課題】 地域等により実費用に差がある。	○	ひとり暮らし高齢者等の屋根雪除雪に要する経費の助成を行う	高齢福祉課
廃止		高齢者家事援助サービス事業(介護保険対象外)	・高齢者の介護予防と自立生活の支援のために、訪問介護員(ホームヘルパー)が自宅を訪問し、調理や洗濯などの家事援助を一緒に行う	平成30年度で事業廃止					高齢福祉課
No.27と統合		短期入所事業(介護保険対象外)	・自宅で要介護高齢者を介護している家族が、傷病、出産、冠婚葬祭、出張などで一時的に介護ができない場合及び社会適応困難な高齢者がいる場合は、特別養護老人ホームへの宿泊を可能にし、家族への支援を行う	No.27と事業統合					高齢福祉課
27	女	高齢者日常生活用具給付事業 高齢者住宅支援事業(名称変更)	・高齢者が、地域で自立した生活を営めるように、生活を支援していく	・寝具乾燥事業、短期入所事業(介護保険対象外)、日常生活用具購入費助成事業、福祉電話設置事業を統合し、高齢者の在宅での生活を支援する	寝具乾燥事業:5人 短期入所事業:0件 日常生活用具購入助成事業: (電磁調理器:2件、火災警報器:11件、自動消火器:3件) 福祉電話設置業務:4件	【成果・効果内容】 高齢者が、地域で自立した生活を営める。 【課題】 利用者数減による各種サービスの維持。	○	寝具乾燥事業、短期入所事業(介護保険対象外)、日常生活用具購入費助成事業、福祉電話設置事業で高齢者の在宅での生活を支援する	高齢福祉課
28	女	寝たきり高齢者おむつ利用支援事業	・寝たきり高齢者に対し紙おむつ購入費の助成を行い、家族の経済的負担の軽減を図る	・寝たきり高齢者等に対し、紙おむつ購入費の助成を実施し、家族の経済的負担の軽減を図る。	利用者 952人	【成果・効果内容】 在宅で介護する家族の経済的負担の軽減を図った。 【課題】 対象要件等の見直し。	○	寝たきり高齢者等に対し、紙おむつ購入費の助成を実施し、家族の経済的負担の軽減を図る。	高齢福祉課
29	女	地域ふれあいルーム事業	・ひとり暮らし等で家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、集いや交流の場を提供して、孤立感を解消し、要介護状態への移行防止を図る	・広報しばたに地域ふれあいルーム利用者募集について掲載する。 ・関係施設に募集チラシの設置を依頼する。 ・関連会議に出席し、地域ふれあいルームの説明・情報提供を行い、利用促進を図る。	・令和2年度も「高齢者福祉サービス」に掲載しPRした。また、「広報しばた」に事業内容等を掲載して周知について取り組んだ。 市内 箇所地域ふれあいルームを開設。 《利用状況》 ・延開設日数 2,361日 ・延利用人数 11,945人 ・新規登録者 43人(男性6人、女性37人)	【成果・効果内容】 コロナ事情で、1か月程度開設もあり、利用人数は昨年度の7割程度、また、新規登録者数も10人の減少と影響を受けたが、その中でも事業を実施したことで、男女問わず多くの方の介護予防につなげることができた。 【課題】 利用促進のため、対象である高齢者の目にとまりやすいPRをこれからも継続していく必要がある。	○	・広報しばたに地域ふれあいルーム利用者募集について掲載する。 ・関係施設に募集チラシの設置を依頼する。 ・関連会議に出席し、地域ふれあいルームの説明・情報提供を行い、利用促進を図る。	健康長寿アクティブ交流センター
30	女	「食」の自立支援事業	・ひとり暮らしなどの高齢者の健康保持や安否確認のために、利用者の生活状態により食関連サービスの利用調整を行い、夕食のお弁当を配達する	・ひとり暮らしなどの高齢者の健康保持や安否確認のために、利用者の生活状態により食関連サービスの利用調整を行い、夕食のお弁当を配達する	配食数 158食	【成果・効果内容】 ひとり暮らし高齢者等の健康保持及び安否確認を行った。 【課題】 民間サービス活用と価格格差	○	ひとり暮らしなどの高齢者の健康保持や安否確認のために、利用者の生活状態により食関連サービスの利用調整を行い、夕食のお弁当を配達する。	高齢福祉課
31	女	総合相談・支援等	・地域包括支援センターに配置した、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師または経験のある看護師等が協働し、高齢者に関する様々な相談を受け付け、総合的な支援を行う	・地域包括支援センターにおいて、高齢者に関する様々な相談を受け付け、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師または経験のある看護師等の3職種が協働して総合的な支援を行うとともに、高齢者を取り巻く複雑な課題や問題に対し、関係機関と連携しながら適切な支援を行う。	総合相談受件件数 6,999件 総合相談受件件数延 10,840件	【成果・効果内容】 市内5箇所の地域包括支援センターにおいて、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、ワンストップサービスを意識し、関係機関とのネットワークも活用しながら、複数専門職の協働による相談受付を行った。 【課題】 高齢化の進展や社会状況の変化からケースの抱える問題が複雑化しており、一つ一つの対応に時間を要している。今後は、より一層予防的な取組や相談体制の充実に努めていく必要がある。	○	・地域包括支援センターにおいて、高齢者に関する様々な相談を受け付け、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師または経験のある看護師の3職種が協働して総合的な支援を行うとともに、高齢者を取り巻く複雑な課題や問題に対し、関係機関と連携しながら適切な支援を行う。	高齢福祉課
32	女	一般介護予防事業	・地域住民による自主的な介護予防活動「ときめき週1クラブ」の立上げ・運営支援を行う	・介護予防の普及啓発を行う。 ・住民が主体的に週1回以上運営する介護予防に資する通いの場に、高齢者が分け隔てることなく誰でも一緒に参加できるような事業と連携を図りながら展開する。 ・社会参加活動を通じた介護予防の地域活動を行う。	元氣応援教室 全3回 延べ36人 元氣アップ運動教室 8回 延べ514人 介護予防防川柳応募作品 86作品 ときめき週1クラブ団体数 80団体 生涯元氣講座 53回 52団体 参加者数 610人 忘れん・転ばんサポーター育成研修 参加実人数 6人 登録人数 5人 忘れん・転ばんサポーター活動 延べ337人	【成果・効果内容】 コロナ感染症のため実施できない事業もあったが、概ね実施できた。 【課題】 コロナ感染症のため住民主体の通いの場への参加者が減っている。	△	コロナ感染症の留意しながら、介護予防の普及啓発を行う。 ・住民が主体的に週1回以上運営する介護予防に資する通いの場に、高齢者が分け隔てることなく誰でも一緒に参加できるような事業と連携を図りながら展開する。 ・社会参加活動を通じた介護予防の地域活動を行う。	高齢福祉課
33	女	養護老人ホーム入所支援事業	・在宅での生活が困難と認定された高齢者に対し、市の措置に基づいて養護老人ホームへの入所委託を行い、心身の健康の保持及び生活の安定を図る	・在宅での生活が困難と認定された高齢者に対し、市の措置に基づいて養護老人ホームへの入所委託を行い、心身の健康の保持及び生活の安定を図る	被措置者 81名	【成果・効果内容】 在宅での生活が困難と認定された高齢者に対し、入所措置を行った。 【課題】 入所者の高齢化	○	・在宅での生活が困難と認定された高齢者に対し、市の措置に基づいて養護老人ホームへの入所委託を行い、心身の健康の保持及び生活の安定を図る。	高齢福祉課
34	女	高齢者等住宅整備事業	・高齢者が住んでいる住宅を、高齢者の身体状況にあったものに改造するために必要な経費を助成する	・高齢者が住んでいる住宅を、高齢者の身体状況にあったものに改造するために必要な経費を助成する	利用者 9名	【成果・効果内容】 高齢者の身体状況にあった住宅改造に要する経費の一部を補助した。 【課題】 介護保険制度による住宅改修制度との連携が引き続き必要。	○	・高齢者が住んでいる住宅を、高齢者の身体状況にあったものに改造するために必要な経費を助成する。	高齢福祉課
35	女	介護保険サービス提供	・要支援・要介護認定者に、入浴・食事などの介護や機能訓練など介護保険サービスを行う	・要支援・要介護認定者に、入浴・食事などの介護や機能訓練など介護保険サービスを行う	要支援・要介護認定者数 5,860人(3月末時点) [3月のサービス利用件数] 居宅サービス 7,340件 地域密着サービス 603件 施設サービス 1,127件 合計9,070件	【成果・効果内容】 要支援・要介護認定者に対して、必要とする介護保険サービスを提供することができた。 【課題】 要介護状態になっても安心して暮らすことができるよう、高齢者の自立支援を目的とした重度化防止や介護者の負担軽減を図ることが必要。	○	・要支援・要介護認定者に、入浴・食事などの介護や機能訓練など介護保険サービスを行う	高齢福祉課
No.27と統合		高齢者福祉電話設置事業	・ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯に生活支援、安全確認のために、福祉電話の貸与を実施する	No.27と事業統合					高齢福祉課

「第4次しばた男女共同参画推進プラン」2021実施計画調査票

○:事業実施 △:一部実施 ×:未実施 ■:廃止

No.	性別	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業実施	2021年度 事業計画	担当課
36	女 活	緊急通報装置設置事業	・ひとり暮らしなどの高齢者の緊急事態に対応することができるよう緊急通報装置を設置する	・ひとり暮らしなどの高齢者の緊急事態に対応することができるよう緊急通報装置を設置する	新規58件、撤去66件、年度内取扱い総数640件	【成果・効果内容】 異常の早期発見に有用なサービスとして提供できた。 【課題】 遠方によるセコム到着時間がかかることを理由に辞退者が出ている。	○	・ひとり暮らしなどの高齢者の緊急事態に対応することができるよう緊急通報装置を設置する。 【課題】	高齢福祉課
37	女 活	認知症高齢者見守り事業	・認知症等による徘徊による事故を防止するため、高齢者等の情報を事前に登録し、警察などの関係機関と共有し、本人の状況にあわせた地域の見守り体制づくりを図る。また、登録番号入りの「反射ステッカー」を本人の靴などに貼付け、行き先が分からなくなったり、知らない場所で保護された際など捜索や身元の特定に役立てる	・認知症等による行方不明や事故を防止するため、認知症高齢者等の情報を事前に登録し、警察などの関係機関と共有し、本人の状況にあわせた地域の見守り体制づくりを図る。また、登録番号入りの「反射ステッカー」を本人の靴などに貼付け、行き先が分からなくなったり、知らない場所で保護された際など捜索や身元の特定に役立てる	登録者数 70名	【成果・効果内容】 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、警察等に浸透してきており、各機関が相談を受けた際に事業を紹介し、申請に至るケースが増えてきている。 【課題】 地域住民や専門家などを巻き込んだ見守り体制づくりの構築が進んできているが、地域によって温度差が生じているため、より一層の普及啓発が必要となっている。	○	認知症による行方不明や事故を防止するため、認知症高齢者の情報を事前に登録し、警察などの関係機関と共有し、本人の状況にあわせた地域の見守り体制づくりをはかる。また、登録番号入りの「反射ステッカー」を本人の靴などに貼付け、行き先が分からなくなったり、知らない場所で保護された際など捜索や身元の特定に役立てる。	高齢福祉課

重点目標(2)男性中心型の働き方の見直しと就業環境の充実

施策の方向 ①男女の均等な雇用機会と待遇の確保【女性活躍推進計画】

No.	性別	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業実施	2021年度 事業計画	担当課
38	女 活	性別による固定的な役割分担意識に基づく職場慣行の見直し	・企業に対して男女雇用機会均等法等の普及啓発を行う ・企業に対し、職場慣行の見直しについて研修の場などで啓発する ・ハッピー・パートナー企業の取組をホームページ等で紹介する	・市内企業向けに、人権・同和問題研修会を実施し、男女共同参画についても啓発を行う。 ・ホームページで、市内のハッピー・パートナー企業を紹介し、男女共同参画の取組を紹介する。	・ハローワーク新発田と新発田商工会議所に働きかけを行い、共催で、市内事業所等を対象に人権・同和問題研修会を開催した。 ・人権講演会で、職場慣行の見直しについての資料を配付した。 ・ホームページで、市内のハッピー・パートナー企業数の公表した。 ・ハッピー・パートナー企業登録企業へ依頼し、啓発パネルを作成した。	【成果・効果内容】 資料を配布し、企業に対し啓発を行った。 【課題】 企業に対し関係制度の普及・定着を促進していくため周知啓発を図っていく必要がある。 ハッピー・パートナー企業を紹介し、男女共同参画の取組を紹介していく必要がある。	○	・市内企業向けに、人権・同和問題研修会を実施し、男女共同参画についても啓発を行う。 ・ホームページで、市内のハッピー・パートナー企業を紹介し、男女共同参画の取組を紹介する。	人権啓発課
			・女性が働きやすい職場環境を整備する企業者に対して整備費用の一部を助成する	・女性専用トイレ・更衣室の設置、改修、増設など、女性が働きやすい職場環境を整備する企業者に対して、整備費用の一部を補助する。	・女性専用トイレの改修、女性更衣室の改修、備品購入などの女性が働きやすい職場環境を整備する企業者に対して、整備費用補助を行った。 企業者数:2社	【成果・効果内容】 女性専用トイレの改修や女性用休憩室の改修など、女性が働きやすい職場環境を整備された。 【課題】 今後は、当制度をより広く活用してもらうため、制度の周知を積極的にいり市内事業者に対して制度活用をうながしていく必要がある。	○	・女性専用トイレ、女性専用休憩室の改修、設置など、女性が働きやすい職場環境を整備する企業者に対して、整備費用の一部を補助する。	商工振興課
39	女 活	育児・介護休業法の普及啓発	・ハローワークや商工会議所等を通じて、育児・介護休暇の取りやすい職場環境を整えるよう、企業に対する普及啓発を行う	・新潟労働局および新潟県からの啓発のリーフレットを関係機関に設置したり、市ホームページを活用したりすることで普及啓発PRを行う。	・新潟労働局および新潟県からの啓発のリーフレットや市ホームページを活用してPRを行った。	【成果・効果内容】 啓発リーフレットを活用してPRを行った。 【課題】 今後は、よりPRするために、啓発のリーフレットを設置できる場所を増やしていきたい。	○	・新潟労働局および新潟県からの啓発のリーフレットを関係機関に設置したり、市ホームページを活用したりすることで普及啓発PRを行う。	商工振興課
40	女 活	研修会等での企業や雇用主を対象とした啓発	・新潟労働局雇用環境・均等室など関係機関からの情報を、企業や雇用主などへの研修会等で情報提供する	・新潟労働局および新潟県からの啓発のリーフレットを研修会等で配付し、情報提供を行う。	・国や県から働き方改革やワーク・ライフ・バランス関係などのチラシを、企業向け人権啓発講演会等で配付し、啓発を行った。	【成果・効果内容】 働き方改革やワーク・ライフ・バランスについての資料配付により、労働環境等の情報提供することができた。 【課題】 引き続き、情報提供を行い、普及啓発を行っていくことが重要である。	○	・新潟労働局および新潟県からの啓発のリーフレットを研修会等で配付し、情報提供を行う。	商工振興課 人権啓発課
41	女 活	労働相談窓口	・ハローワークや商工会議所等と協力して相談窓口の周知を行う	・市が商工会議所に委託し無料の職業紹介を行う「はつらつ仕事館」を通じ、就職を希望する方に対して職業紹介と就職に関する相談に応じる。	・はつらつ仕事館を通じ、自分に合う求人を見つけてからハローワークへ行くことにより待ち時間の軽減となり、効率よい求職活動につなげた。	【成果・効果内容】 ハローワークや商工会議所と協力して相談窓口の周知を行った。 【課題】 引き続き、ハローワークや商工会議所と協力して相談窓口の周知を行う。	○	・市が商工会議所に委託し無料の職業紹介を行う「アクティブ仕事館」を通じ、就職を希望する方に対して職業紹介と就職に関する相談に応じる。	商工振興課

施策の方向 ②職場におけるハラスメント防止対策の推進に向けた啓発【女性活躍推進計画】

No.	性別	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業実施	2021年度 事業計画	担当課
42	女 活	企業等における各種ハラスメントの防止啓発	・職業生活の継続を阻害する要因となるセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、パタニティハラスメント及びパワーハラスメント防止、啓発を行う	・男女共同参画週間に合わせて、弁護士による女性のための法律相談や、「女性の権利ホットライン」強化週間について、「広報しばた」に記載する。 ・男女共生市民講座において、相談体制等について啓発を行う。	・広報しばた6月1日号に新潟県弁護士会主催の「弁護士による女性のための相談会」について掲載した(電話相談)。 ・広報しばた2月19日号に「弁護士による女性のための相談会」について掲載した(対面相談)。	【成果・効果内容】 弁護士による法律相談や対面相談を実施、ハラスメントに対する理解を深めた。 【課題】 引き続き、チラシ等を配布し啓発を行う	○	・男女共同参画週間に合わせて、弁護士による女性のための法律相談や、「女性の権利ホットライン」強化週間について、「広報しばた」に記載する。 ・男女共生市民講座において、相談体制等について啓発を行う。	人権啓発課

施策の方向 ③女性の就業継続、再就職に向けた支援【女性活躍推進計画】

No.	性別	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業実施	2021年度 事業計画	担当課
43	女 活	企業への啓発	・女性の再就職、起業等に関する国の支援プラン等を、商工会議所、ハローワークなどを通し企業へ周知・啓発する	・女性の再就職、起業等に関する各種支援制度について、県や国から周知依頼があったポスターやリーフレットを掲示・設置し、併せてホームページへの掲載を行う。	・企業研修において、チラシを配布し、啓発を行った	【成果・効果内容】 リーフレットの配布により、女性の再就職や起業に関する情報提供ができた。 【課題】 引き続き、情報収集を行い、企業への周知・啓発をしていく必要がある。	○	・女性の再就職、起業等に関する各種支援制度について、県や国から周知依頼があったポスターやリーフレットを掲示・設置し、併せてホームページへの掲載を行う。	人権啓発課
44	女 活	企業や雇用主への啓発	・産前、産後や育児休業後の女性就労者が休暇前と変わらず勤務できるよう雇用主へ啓発を行う	・新潟労働局および新潟県からのリーフレット等を関係機関に設置したり、市ホームページを活用したりすることで普及啓発を行う。	・新潟労働局や新潟県からの啓発のリーフレットを、まちな駅やはつらつ仕事館に設置し啓発を行った。	【成果・効果内容】 リーフレットの配布により、女性の就業支援に関する情報提供ができた。 【課題】 引き続き、情報提供を行い、普及啓発を行っていくことが必要である。	○	・新潟労働局および新潟県からのリーフレット等を関係機関に設置したり、市ホームページを活用したりすることで普及啓発を行う。	商工振興課 人権啓発課

「第4次しばた男女共同参画推進プラン」2021実施計画調査票

○:事業実施 △:一部実施 ×:未実施 ■:廃止

No.	性別	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業実施	2021年度 事業計画	担当課
45	女 活	再就職のための支援	・女性の再就職支援を中心とする求職者の就業支援を目的とした就労相談等を随時開催する	・市が商工会議所に委託し無料の職業紹介を行う「はつらつ仕事館」を通じ、就職を希望する方に対して職業紹介と就職に関する相談に応じる。	・はつらつ仕事館を通じ、自分に合う人を見つけてからハローワークへ行くことにより待ち時間の軽減となり、効率よい求職活動につなげた。	【成果・効果内容】 ハローワークや商工会議所と協力して相談窓口の周知を行った。 【課題】 引き続き、ハローワークや商工会議所と協力して相談窓口の周知を行う。	○	・市が商工会議所に委託し無料の職業紹介を行う「アクティブ仕事館」を通じ、就職を希望する方に対して職業紹介と就職に関する相談に応じる。	商工振興課

重点目標(3)男性にわたる男女共同参画の推進

施策の方向 ①男性にわたる男女共同参画の意義についての理解の促進【女性活躍推進計画】

No.	性別	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業実施	2021年度 事業計画	担当課
46	女 活	男性向け男女共同参画セミナー	・男女共生市民講座や女性財団と共催の地域セミナー等に男性を対象とした講座を開催し、男性にわたる男女共同参画の意義を啓発する	・男性にわたる男女共同参画をテーマにセミナーを開催する。	・男女共生市民講座 ・コロナ感染症拡大のため、企画中止	【成果・効果内容】 特に無し 【課題】 参加者が参加しやすいよう、地域性・年代・社会状況を考慮し、講座内容に反映していく必要がある。	×	・男性にわたる男女共同参画をテーマにセミナーを開催する。	人権啓発課

施策の方向 ②男性が抱える困難への対応体制の整備

No.	性別	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業実施	2021年度 事業計画	担当課
47	女 活	自殺予防のための相談体制の整備	・こころとからだの健康についての相談窓口の充実	・総合相談会を年2回実施(9月、12月) 相談対応職種に今年度から地域包括支援センターを入れ、高齢者支援の充実を図る。 ・随時個別相談等に対応する。	・総合相談会を年2回開催(9月、12月) ・専門電話相談(8月11日から9月1日のうち20日間) ・対面複合相談会1回開催(8月) ・対面専門相談会 精神科医2回(12月、3月)、臨床心理士10回(11月から3月)	【成果・効果内容】 ・総合相談会の相談10件、専門電話相談の相談延べ27件、対面複合相談会の相談8件、対面専門相談会の相談7件 【課題】 新型コロナウイルス感染症対策として、相談体制を強化し、様々な形態での相談会を開催。健康問題だけでなく、複合的な悩みを抱えている方が多く、今後も相談機会の確保と関係機関との連携を強化していく。	○	・総合相談会を年2回開催(9月、12月) ・臨床心理士による対面専門相談会の定期開催(毎月) ・随時個別相談等に対応する。 ・相談窓口の啓発	健康推進課 社会福祉課
			・経済、生活問題等の相談窓口の充実	・心配ごとや困りごと、消費生活でのトラブル、多重債務等の相談に対応して情報提供や助言、行政機関との調整を行う。(月～金曜日相談受付) ・司法書士相談(無料)を開催し、消費生活相談に対して問題解決のための助言、誘導を行う。(月1回)	・心配ごとや困りごと、消費生活でのトラブル、多重債務等の相談に対して情報提供や助言、行政機関との調整を行った。(月～金曜日相談受付)延べ相談件数519件。 ・司法書士相談(無料)を開始し、消費生活相談に対して問題解決のための助言、誘導を行った。(月1回)延べ相談件数20件。	【成果・効果内容】 心配ごとや困りごと、消費生活でのトラブル、多重債務の相談に対して、専任の相談員が解決のための助言や、専門家への誘導を行うことができた。 【課題】 多様化する相談に対応する体制づくり、相談員の資質向上が課題である。	○	・心配ごとや困りごと、消費生活でのトラブル、多重債務等の相談に対応して情報提供や助言、行政機関との調整を行う。(月～金曜日相談受付) ・司法書士相談(無料)を開催し、消費生活相談に対して問題解決のための助言、誘導を行う。(2か月に1回)	市民生活課
			・市窓口や地域に出向いて、相談支援を実施する。 ・関係課や関係機関への事業周知や協力依頼により、潜在的な生活困窮者を支援につなげる	・社会福祉課生活支援係で生活困窮に関する相談支援を実施。令和元年度は延べ230人からの相談を受けた。 ・相談者の課題に応じた個別の支援プランを62件作成し、自立に向けた支援を行った。	【成果・効果内容】 関係機関と連携して、生活困窮者を発見、課題の解決に取り組むことができた。 【課題】 ひきこもり等長期未就労者を支援につなげる必要がある。	○	・市窓口や地域に出向いて、相談支援を実施する。 ・関係課や関係機関への事業周知や協力依頼により、潜在的な生活困窮者を支援につなげる	社会福祉課	
			・人権についての相談窓口の充実	・弁護士無料相談及び特設人権相談(無料)を開催する。各1回/月 ・新潟県男女平等推進相談室について周知を図る。	・弁護士による無料法律事業を実施した。 弁護士相談利用者 72名 ・人権擁護委員会による特設人権相談(無料)を開催した。特設相談月1回(特設相談を含む法務局新発田支局管内相談数) ・新潟県男女平等推進相談相談室について、生涯学習センター、文化会館、各支所、各地区公民館等に相談日カレンダーの掲示を行い、周知を図った。	【成果・効果内容】 悩みや不安を抱える方の相談に応じた。 【課題】 人権についての相談窓口を掲載し、相談窓口の周知を図っていく。	○	・弁護士無料相談及び特設人権相談(無料)を開催する。各1回/月 ・新潟県男女平等推進相談室について周知を図る。	人権啓発課
			・就労等についての相談窓口の充実	・ハローワークと連携して生活困窮者の就労を支援するとともに、早期の就労が困難な人に対しては、就労準備支援事業により一般就労への準備を整える。	・下越地域若者サポートステーションにおいては、GATB一般職業適性検査で自分にあった仕事を探す場を提供している。また、ジョブトレーニングを通して働くイメージを持つ場を設け、就労への自信をもち就労への準備を整えた。	【成果・効果内容】 ・就労に向けた悩みや不安のある方が仕事のイメージをつかむためのきっかけにつながっている。 【課題】 今後においても、引き続きこのような取り組みを周知する必要がある。	○	・ハローワークと連携して生活困窮者の就労を支援するとともに、早期の就労が困難な人に対しては、就労準備支援事業により一般就労への準備を整える。	商工振興課

施策の方向 ③男性の家事・育児・介護等への参画の促進【女性活躍推進計画】

No.	性別	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業実施	2021年度 事業計画	担当課
48	女 活	父親の子育て参加の促進	・父子手帳の配布や両親でマタニティ教室等への参加することにより、出産前から父親としての意識を高め、出産後もスムーズに子育てに参加できるよう意識啓発を図る	・父子手帳の配布やマタニティ教室への参加により、出産前から父親としての意識を高め、出産後もスムーズに子育てができるよう啓発普及し、事業を実施。	・妊婦届出時に父子手帳を配付するなどし、夫婦で協力して育児が行えるよう普及啓発を行った。マタニティ教室は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施を見合わせた。(父子手帳613件)	【成果・効果内容】 出産前から夫婦で協力をして育児が行えるよう父子手帳を配付した。 【課題】 あらゆる機会をとらえ、夫婦で協力をして育児をする意識が高まるよう普及啓発が必要である。	△	・父子手帳の配付等により、出産前から父親としての意識を高め、出産後もスムーズに子育てに参加できるよう普及啓発を行っていく。	健康推進課

「第4次しばた男女共同参画推進プラン」2021実施計画調査票

○:事業実施 △:一部実施 ×:未実施 ■:廃止

No.	性別	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業実施	2021年度 事業計画	担当課
	女		・父親の子育てや家庭教育への参加を促すため、親子、特に父親と子が一緒に参加できる機会を提供する	・すこやかマタニティ教室や育児相談、各種育児教室、乳幼児健診等、家族や父親と子が参加できる場を提供する。 ・父子手帳配布などで啓発を行う。	・夫婦で協力して育児をすることについて、父親への普及啓発の機会として開催していたマタニティ教室であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施を見合わせた。(父子手帳配布613件)	【成果・効果内容】 マタニティ教室をはじめ、育児教室等については開催の見合わせまたは縮小して実施した。健診等については、医療機関委託や付き泊り人数を制限をして行ったため、父親の事業への参加は少なかった。 【課題】 コロナ禍において、どのように普及啓発を行っていくか検討する必要がある。	△	・新型コロナウイルス感染症の動向を注視し、すこやかマタニティ教室や育児相談・各種育児教室、乳幼児健診等、家族や父親と子が参加できる場を、状況に応じて提供していく。 ・父子手帳の配布などにより普及啓発を行っている。	健康推進課
48	女	父親の子育て参加の促進	・父親の子育てや家庭教育への参加を促すため、親子、特に父親と子が一緒に参加できる機会を提供する	(事業廃止) ※市の事業としては廃止し、民間団体主体の事業として実施予定。 ・男女共生市民講座を開催し、親子、特に父親と子が一緒に参加できる場を提供する。	・男女共生市民講座 ・コロナ感染症拡大のため、企画中止	【成果・効果内容】 特に無し 【課題】 参加者が参加しやすいよう、地域性・年代・社会状況を考慮し、講座内容に反映していく必要がある。	×	・男女共生市民講座を開催し、親子、特に父親と子が一緒に参加できる場を提供する。	人権啓発課
49	女	男性の家事や育児などへの参画に対する理解の促進	・男性が家事等へ参画することに対する理解を促すため、情報提供を行う	・国及び新潟県からの情報を収集し、ホームページ等で情報提供する。	・国や県からの啓発のリーフレット等を、窓口や男女共同参画交流ルームに設置し啓発を行った。	【成果・効果内容】 リーフレットの配布により、男性の家事や育児などへの参画に対する情報提供をすることができた。 【課題】 引き続き、情報提供を行い、普及啓発を行っていくことが必要である。	○	・国及び新潟県からの情報を収集し、ホームページ等で情報提供する。	人権啓発課
50	女	子育てサークル支援	・サークルの周知や会員募集、活動場所の無料提供等の支援を行う	・未就学児を主な対象とした親子で活動するサークルに対し、サークルの周知や会員募集、活動場所の無料提供等の支援を行う。	・広報しばたサークル会員募集掲載およびサークル活動場所の提供。 利用回数 4回※ 利用人数 63人※ ※新型コロナウイルス対策等で思うようにサークル活動ができなかった。	【成果・効果内容】 ・サークル活動を通じて、育児の楽しみ方を学び、親子の絆を深めた。保護者同士のつながりを得ることで育児に対する不安を解消できた。 【課題】 サークル団体が年々減っていることから、育児サークルの設立支援や助言を行うことも必要と考える。	○	・会員募集のお手伝いと活動場の提供	新発田駅前複合施設

基本目標3 女性が活躍できる社会づくり

重点目標(1)政策・方針決定過程の場への女性の登用

施策の方向 ①審議会、委員会等への女性登用の推進【女性活躍推進計画】

No.	性別	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業実施	2021年度 事業計画	担当課
51	女	審議会、委員会等への女性登用	・市が委嘱する審議会等における女性の登用を推進する	・市が委嘱する審議会等における女性の登用率の目標は達成しているが、女性の登用率が更に上昇するよう、関係課に対し女性登用を依頼する。	・審議会委員等の主管理課に対し、女性委員の登用推進の重要性を理解してもらい、登用率が上昇するよう個別に依頼した。(令和2年度登用率 30.0%)	【成果・効果内容】 女性の登用率は30%の目標を達成しているが、それぞれの審議会では、達成していないところもある。 【課題】 女性登用について、庁内各課へ理解を求め、職指定をしている場合が多いため、団体推薦へ見直しを行ってもらうよう依頼していく。	○	・目標値達成に向けて、全庁的に取組が推進されるよう庁内推進委員会等で周知を図る。 ・関係団体への役割にこだわらない推薦の働きかけを行う。	人権啓発課 人事課
52	女	女性委員登用状況の調査	・審議会等委員への女性の参画状況を、毎年定期的に調査・公表する	・審議会等委員への女性の参画状況の最新値を、登用数の推移のグラフと分析を加えてホームページ上で公表する。	・審議会等委員への女性の参画状況を、登用数の推移のグラフをホームページ上で公表した。	【成果・効果内容】 審議会等委員の登用率を調査し、結果をホームページ上に公開することで女性参画について啓発することができた。 【課題】 政策・方針決定の場への女性参画を進めるため、情報を提供していく。	○	・審議会等委員への女性の参画状況の最新値を、登用数の推移のグラフと分析を加えてホームページ上で公表する。	人権啓発課

施策の方向 ②市組織の管理職への女性職員の登用【女性活躍推進計画】

No.	性別	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業実施	2021年度 事業計画	担当課
53	女	性別にとらわれない職員の配置	・性別にとらわれない配置や職務分担を行うと共に、女性職員の管理職等への登用を積極的に推進する(人材育成方針に基づく女性職員の積極的登用)	・性別にとらわれない配置や職務分担を行うと共に、女性職員の管理職等への登用を積極的に推進する。	・平成28年3月に策定した「人材育成基本計画」の実施施策「女性の積極的登用」の計画のとおり、引き続き管理職への登用と性別にとらわれない職場配置を行った(2020年度登用率 13.8%)	【成果・効果内容】 女性管理職の登用率上昇により、女性職員が市政の中核を担うことについて、男女両方の職員に対して意識付けができたと考えられる。 【課題】 登用率が向上したものの、1割強にとどまっていることから、引き続き、積極的に女性管理職の登用を進める必要がある。	○	・性別にとらわれない採用や配置に努めると共に、女性職員の管理職等への登用を積極的に推進する。	人事課
54	女	職員研修	・管理職、一般職員に対し、女性職員のキャリア形成につながる男女共同参画に関する研修を行う ・男女共同参画推進担当職員を国レベルの研修に参加させる	・男女共生市民講座に参加するほか、管理職、一般職員向けの男女共同参画研修を実施する。	・令和2年度は男女共生市民講座の開催が無かったが、人権啓発講座・男女共同参画庁内推進員会議に管理職、一般職員が参加した。(受講者人数39人)	【成果・効果内容】 人権啓発講座・男女共同参画庁内推進員会議に参加することで、行政職員としての責任と役割について認識することに一定の成果があった。 【課題】 引き続き、講演会等に積極的に参加し、男女共同参画に関する人権意識の向上を図っていく必要がある。	△	・令和3年度に開催される男女共生市民講座に参加するほか、管理職、一般職員向けの男女共同参画研修を実施する。	人事課
				・男女共同参画の推進に関する意識を高めるため、男女共同参画推進担当職員を研修会に参加させる。	・人権啓発課男女共同参画啓発係職員を「地域における男女共同参画推進リーダー研修」に参加させた。	【成果・効果内容】 研修会に参加することで、他市の状況や熱い思いを感じる事ができ、職員の能力向上につながった。 【課題】 継続的に男女共同参画についての研修を行う必要がある。	○	・男女共同参画の推進に関する意識を高めるため、男女共同参画推進担当職員を研修会に参加させる。	人権啓発課



「第4次しばた男女共同参画推進プラン」2021実施計画調査票

○:事業実施 △:一部実施 ×:未実施 ■:廃止

No.	女性	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業実施	2021年度 事業計画	担当課
55	女性	女性職員の活躍の推進	・女性職員の活躍の推進に関する新発田市特定事業主行動計画により進行管理をしながら、男女共に市職員として優れた資質や能力を備えた職員の採用と組織マネジメントを担える管理職への登用に努める	・性別にとられない採用や配置に努めると共に、女性職員の管理職等への登用を積極的に推進する。	・女性職員の活躍の推進に関する新発田市特定事業主行動計画(後期計画[R3.4.1~R8.3.31])を策定し、職員へ周知した。 ・出産を迎える男性職員とその所属長、人事課で3者面談を行い育児休業の取得推進を図った。	【成果・効果内容】 ・特定事業主行動計画は、5年後の明確な目標を示すことができた。 ・3者面談を行うことで、育児休業取得について職場での理解が深まり取得者が増加した。 【課題】 ・特定事業主行動計画は、着実に結果に結び付けていくための働きかけと、職員への更なる周知が必要である。	○	・特定事業主行動計画中、2021年度の目標を決定し、取組を進める。 ・男性職員の育児に伴う休暇(男の産休)取得率100%を目指す。	人事課

**施策の方向 ③企業等における方針決定過程の場への女性の参画促進【女性活躍推進計画】**

No.	女性	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業実施	2021年度 事業計画	担当課
56	女性	企業等に対する女性役員、管理職登用の推進啓発	・企業等に対して、女性役員や管理職の登用に必要性の啓発に努めます	・企業等に対して、女性役員や管理職の登用に必要性について、市ホームページ等を活用し啓発に努める。	・市ホームページにおいて、厚生労働省が企業における女性の活躍に関する情報を一元的に集約したデータベースを公表している「女性の活躍企業データベース」に掲載し、情報提供した。	【成果・効果内容】 女性の活躍をはじめ仕事と家庭との両立支援に関する情報サイト等の情報提供のほか、働きやすい職場環境の整備に役立つ国・県の制度をわかりやすくまとめた。 【課題】 引き続き、企業に対して、女性役員や管理職の登用に必要性について情報提供をする必要がある。	○	・企業等に対して、女性役員や管理職の登用に必要性について、市ホームページ等を活用し啓発に努める。	商工振興課 人権啓発課
57	女性	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の推進	・女性活躍推進法に基づく、一般事業主行動計画策定を支援するため、特に中小企業の取り組みを推進するための情報提供に努める ・「えるほし企業」認定等についても周知・啓発を図る	・国及び新潟県からの情報を収集し、ホームページ等で情報提供する。	・国や県からの送付のあったリーフレット等の掲示等により、女性活躍推進法等に係る情報の広報や啓発を行った。	【成果・効果内容】 リーフレットの配布により、事業主行動計画策定に対する情報提供ができた。 【課題】 策定義務となる101人以上300人以下の事業所の参考となるような事例の情報を提供する必要がある。	○	・国及び新潟県からの情報を収集し、ホームページ等で情報提供する。	人権啓発課

**重点目標(2)あらゆる分野での女性の参画**

**施策の方向 ①女性の能力開発のための取組促進と人材の育成【女性活躍推進計画】**

No.	女性	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業実施	2021年度 事業計画	担当課
58	女性	女性リーダーの育成	・広く人材の発掘に努め、方針決定過程の場に参画できる力をつける場や機会を提供する ・実行委員会を組織し、男女共生市民講座、人権フェスティバルを行い、運営や企画に携わることで、エンパワーメント、人材の発掘、リーダーの育成に努める ・国、県から提供される女性人材リストを活用し、研修会等の講師経験につなげる	・広く人材の発掘に努め、方針決定過程の場に参画できる力をつける場や機会を提供する ・実行委員会を組織し、男女共生市民講座、人権フェスティバルを行い、運営や企画に携わることで、エンパワーメント(力をつける)、人材の発掘、リーダーの育成に努める	・男女共生市民講座の実行委員会を組織した。 男女共生市民講座実行委員 9名(内女性8名) ・2020しばた人権フェスティバルの実行委員会を組織した。 実行委員18名(内女性16名)	【成果・効果内容】 リーダー育成の機会に努めるため、国、県、女性財団、他市町村で開催する研修会、講演会などの情報を「男女共同参画推進団体懇談会」に加盟する団体の代表へ提供し、参加を要請した。 【課題】 引き続き、方針決定の場に参画できる機会を提供していく必要がある。	○	・広く人材の発掘に努め、方針決定過程の場に参画できる力をつける場や機会を提供する ・実行委員会を組織し、男女共生市民講座、人権フェスティバルを行い、運営や企画に携わることで、エンパワーメント(力をつける)、人材の発掘、リーダーの育成に努める	人権啓発課
59	女性	研修会への参加要請	・国、県、女性財団、他市町村で開催する研修会、講演会などの情報を「男女共同参画推進団体懇談会」会員等へ提供することにより、研修会等の参加を促し、リーダー育成の機会に努める	・国、県、女性財団、他市町村で開催する研修会、講演会などの情報を「男女共同参画推進団体懇談会」に加盟する団体の代表へ提供し、参加を要請する。	・国、県、女性財団、他市町村で開催する研修会、講演会などの情報を「男女共同参画推進団体懇談会」に加盟する団体の代表へ提供し、参加を要請した。	【成果・効果内容】 リーダー育成の機会に努めるため、国、県、女性財団、他市町村で開催する研修会、講演会などの情報を「男女共同参画推進団体懇談会」に加盟する団体の代表へ提供し、参加を要請する。 【課題】 引き続き、情報提供を行う。	○	・国、県、女性財団、他市町村で開催する研修会、講演会などの情報を「男女共同参画推進団体懇談会」に加盟する団体の代表へ提供し、参加を要請する。	人権啓発課
60	女性	男女共同参画推進団体懇談会の育成・支援	・懇談会を開催し、加盟団体への情報提供や研修会を行うことにより、女性の能力開発に繋げ、男女共同参画社会実現をめざす協力体制を構築する	・懇談会を開催し、加盟団体への情報提供や研修会を行うことにより、女性の能力開発に繋げ、男女共同参画社会実現をめざす協力体制を構築する	・第1回男女共同参画推進団体懇談会研修会 10月25日(日)にいがた女と男フェスティバル2020 ・第2回男女共同参画推進団体懇談会研修会 1月19日(火)新潟県オンライン人権講演会 ・第3回男女共同参画推進団体懇談会研修会 2月16日(火)新潟県オンライン同和問題講演会	【成果・効果内容】 ・男女共同参画推進団体懇談会研修会を3回開催し、男女共同参画の重要性を認識し、活動の継続を図った。 【課題】 引き続き、男女共同参画の視点を持って、さまざまな活動に携わる人材を育成する研修会等を開催する。	○	・懇談会を開催し、加盟団体への情報提供や研修会に繋げ、男女共同参画社会実現をめざす協力体制を構築する	人権啓発課
61	女性	新発田女性会議との協力体制の強化	・新発田女性会議主催事業への協力や、市の策定する計画への提言など、相互の協力体制を更に強化し、男女共同参画社会の実現をめざす	・新発田女性会議主催事業への協力や、市の策定する計画への提言など、相互の協力体制を更に強化し、男女共同参画社会の実現をめざす	・新発田女性会議総会 5月23日(土) コロナ感染症拡大防止のため中止 書面決議 ・新発田女性会議学習会 8月25日(火) 県庁 ・新発田女性会議公開学習会 10月15日(木) 生涯学習センター	【成果・効果内容】 新発田女性会議総会及び公開記念講演、公開講座へ参加協力した。 【課題】 引き続き団体と連携し、男女共同参画社会の実現をめざす。	○	・新発田女性会議主催事業への協力や、市の策定する計画への提言など、相互の協力体制を更に強化し、男女共同参画社会の実現をめざす	人権啓発課
62	女性	科学技術分野などへの女性の活躍の促進	・理工科分野への女子中学生の進路選択を支援する ・女子高校生・女子大学生へ理工科分野への進路に関する情報を市の広報紙やホームページに掲載するなど情報提供を行う	・理工科分野への女子中学生の進路選択に関する情報提供を市内中学校に行う。 ・教員・保護者が女子中学生の理工系進路選択について理解を深めることができるよう情報提供等の支援をする。 ・理工科分野への進路に関する情報を市の広報紙やホームページに掲載する。	・理工科分野への女子中学生の進路選択に関する情報提供を市内中学校に行った。 ・教員・保護者が女子中学生の理工系進路選択について理解を深めることができるよう情報提供をした。 ・国立女性教育会館のメールマガジン「NWECだより」を男女共同参画交流ルームに設置し、理工科分野への進路に関する情報提供を行った。	【成果・効果内容】 女性の活躍する職業について理解を深める児童・生徒が増加した。 【課題】 実際に職業について活躍している女性の講話を聞くなどの活動を実施などの工夫が必要である。	○	・理工科分野への女子中学生の進路選択に関する情報提供を市内中学校に行う。 ・教員・保護者が女子中学生の理工系進路選択について理解を深めることができるよう情報提供等の支援をする。	学校教育課
						【成果・効果内容】 学生に将来の進路や働き方について考える機会を提供した。 【課題】 理工系分野への女子中学生の進路選択を支援するため、ホームページ等で情報提供をしていく必要がある。	○	・理工科分野への進路に関する情報を市の広報紙やホームページに掲載する。	人権啓発課

**施策の方向 ②国際理解・国際協調の推進と国際交流の場への女性の参画促進【女性活躍推進計画】**

No.	女性	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業実施	2021年度 事業計画	担当課
63	女性	国際理解・国際協調の推進	・男女共同参画に関する諸外国の取組状況等の情報収集と情報提供	・国際社会への関心が高まるよう、男女共同参画に関する様々な取組は、国際的な動きと連動して進められてきたことについて、ホームページ、フェスティバルのパネル展示などで情報発信する。	・男女共同参画交流ルームで内閣府発行の男女共同参画に関するデータを掲示した。	【成果・効果内容】 諸外国の取り組み状況等の情報提供をすることができた。 【課題】 引き続き、世界の現状や課題など、男女共同参画に関する情報の提供を行う。	○	・国際社会への関心が高まるよう、男女共同参画に関する様々な取組は、国際的な動きと連動して進められてきたことについて、ホームページ、フェスティバルのパネル展示などで情報発信する。	人権啓発課

「第4次しばた男女共同参画推進プラン」2021実施計画調査票

○:事業実施 △:一部実施 ×:未実施 ■:廃止

No.	性別	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業実施	2021年度 事業計画	担当課
	女								
	女								
64	女	国際交流の場への女性の参画促進	・姉妹都市、友好都市への交流事業、スポーツ交流事業への女性の参加を促進する	韓国友好都市である議政府市との間で、当市を会場に日韓親善スポーツ交流大会を8月に実施する。	新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ中止。	【成果・効果内容】 講座後に実施したアンケートでは参加者からの高評価をいただき、多文化共生への理解を高めていただいた。 【課題】 お話しが聞きたいとの意見があったので、質疑応答の時間を設け、引き続き、多文化共生への理解を深めていただくようなイベントを企画したい。	○	市内でも登録者数の多いバキスタンをテーマに国際理解講座を開催予定。多文化共生への理解を深めてもらえるよう啓発に努める	市民まちづくり支援課
	女		・人権フェスティバル等、市の行事に外国人留学生や在日外国人などに参加してもらうことにより交流を行う	・2020しばた人権フェスティバル等の市の行事に外国人留学生や在日外国人などにホームページや関係団体等々を通して参加を呼びかける。	コロナ感染症拡大で終息が見込めないため、人権フェスティバルは実施できなかったが、男女共生市民講座は企画自体できなかった。	【成果・効果内容】 呼びかけを行ったが、参加者はいなかった。 【課題】 引き続き、新発田市国際友好の会と協力し参加を呼び掛ける。	○	・2021しばた人権フェスティバル等の市の行事に外国人留学生や在日外国人などにホームページや関係団体等々を通して参加を呼びかける。	人権啓発課
<b>施策の方向 ③地域活動への女性の参画促進【女性活躍推進計画】</b>									
65	女	各種団体での女性の参画促進	・自治会、町内会などで女性の参画の必要性について啓発を行う	・自治会連合会の各種事業を通じ、女性参画の必要性に関する理解が深まる働きかけを行うよう努める。	・自治会連合会の広報誌や主催の研修事業において、性別・年齢関係なく、協力することの必要性等について学んだ。 ※研修会テーマ「地域防災に関すること」	【成果・効果内容】事業を通して、男女性別関係なく、地域課題に取り組むことの必要性を学んだ。 【課題】自治会長は男性が多い現状があるが、防災等、年齢・性別関係なく、協力しなければいけない地域課題について引き続き検討していく。	○	自治会連合会の定例会議等を通じ、自治会・町内会活動における女性参画推進について、引き続き検討する。	市民まちづくり支援課
	女		・老人クラブ等役員への女性参画を推進する	・市老人クラブ連合会役員との意見交換会などで、女性参画に関する啓発を行う。 ・研修会で単位老人クラブに向け、女性参画の推進を呼びかける。	・市老人クラブ連合会役員に、役員への女性参画を進めるよう働きかけた。 ・研修会はコロナ感染拡大防止のため、中止。	【成果・効果内容】 老人クラブ等役員への女性の参画増加にはつながらなかった。コロナ感染拡大防止のため、各種事業が中止となり働きかけができなかった。 【課題】 老人クラブ会員の減少が課題となっており、女性参画の推進まで手が届いていないクラブが多い。	△	・市老人クラブ連合会役員との意見交換会などで、女性参画に関する働きかけを行う。 ・研修会で単位老人クラブに向け、女性参画の推進を呼びかける。	健康長寿アクティブ交流センター
66	女	市民活動の相談窓口	・地域づくり支援センターにおいて、自治会やNPOなどの市民活動の情報提供を積極的にを行い、地域づくり活動の人材や団体等の育成・支援を行う	支援センターにおける相談事業や人材育成事業等を通じ、女性参画の必要性に関する理解が深まる働きかけを行うよう努める。	人材育成事業を通じ、地域づくりにおける男女共同参画の必要性についても触れた。 ※主な事業のテーマ…SDGs、地域づくり人材の育成	【成果・効果内容】事業を通して男女共同参画の必要性を伝えることができた。 【課題】引き続き、地域づくりにおける男女共同参画の必要を伝え、理解促進等につながる内容を検討して実施する。	○	支援センターにおける相談事業や人材育成事業等を通じ、女性参画の必要性に関する理解が深まる働きかけを行うよう努める。	市民まちづくり支援課
<b>施策の方向 ④消防団における女性の活躍の促進【女性活躍推進計画】</b>									
67	女	女性消防団員の積極的な採用	・女性消防団員の採用、育成を推進するよう広報紙等でPR等を行っていく	・各種イベントや大型店舗、小・中学校などにおける火災予防活動を通して、女性消防団員の活動を積極的にPRする。 ・女性消防団員の確保と人材育成に努める。	・幼年消防ふれあい広場 ・消防団各種訓練 ・女性消防隊は条例定数を満たしている。	【成果・効果内容】 幼年消防ふれあい広場では、参加した団員と保護者に、防火啓発グッズの配布を行った。各種訓練では、救命活動の実演、講習等を行った。 【課題】 普通救命講習を行うことができる普及員資格を持つ女性団員も多数いるが、そもそもそのことを知られていないので、周知活動を引き続き行い、地域の防災訓練への講師依頼件数を増加させる必要がある。	○	・各種イベントや大型店舗、小・中学校などにおける火災予防活動を通して、女性消防団員の活動を積極的にPRする。 ・女性消防団員の確保と人材育成に努める。	地域安全課
<b>施策の方向 ⑤男女共同参画の視点を踏まえた防災・災害復興体制の確立【女性活躍推進計画】</b>									
68	女	地域防災計画での啓発	・防災、災害時及び復興活動において、男女共同参画の視点から女性の意見を取り入れ、計画等に盛り込んで啓発を推進する	・女性の視点に立った実効性ある意見を積極的に取り入れ地域防災力の向上を図る。	女性などの視点に立ち、より良い避難所運営についての具体的な記述を新たに計画に盛り込み、改訂・公表することで啓発を行った。	【成果・効果内容】 より多くの女性などが避難所運営に参画することで、被災者が安心・安全に避難生活を送ることができる体制に一歩近づいた。 【課題】 地域防災計画の策定主体である防災会議への女性委員の更なる登用が必要である。	○	引き続き、女性の視点に立った実効性ある意見を積極的に取り入れ地域防災力の向上を図る。	地域安全課
69	女	女性の自主防災組織への積極的関与	・自主防災組織への女性参画の必要性について啓発を推進する	女性の視点に立った自主防災リーダーとして、女性の活躍を支援する。 女性目録での防災訓練の実施を推進する。	女性を含めた自主防災組織への支援(避難訓練・防災講話等)を行った。	【成果・効果内容】 女性が自主防災組織に関与する意識が高まった。 【課題】 女性が活躍する自主防災組織が少ない。	○	女性の視点に立った自主防災リーダーとして、女性の活躍を支援する。 女性目録での防災訓練の実施を推進する。	地域安全課

「第4次しばた男女共同参画推進プラン」2021実施計画調査票

○:事業実施 △:一部実施 ×:未実施 ■:廃止

No.	女性	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業実施	2021年度 事業計画	担当課
<b>重点目標(3)農林水産業、商工業等自営業における女性の地位の確立</b>									
<b>施策の方向 ①女性の経営ならびに社会参画の促進【女性活躍推進計画】</b>									
No.	女性	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業実施	2021年度 事業計画	担当課
70	女性	家族経営協定の普及促進	・経営方針の決定、収益配分、休日の取り決めなど夫婦で話し合い、協定して明文化することにより、女性農業者が能力を充分発揮できる就業環境の整備と経済的地位の確立を図る  ・認定農業者を対象に普及拡大を図る	・農水振興課、農協等と連携しながら家族経営協定の推進を図ることとし、今年度の新規締結件数の目標を前年度と同様の2件とする。  ・認定農業者の更新申請の際、家族経営協定締結への啓発活動を行う。更新申請案内発送予定:197件。 ・2020年度新規家族協定締結件数3件。	・農林水産課、農協等と連携のうえ家族経営協定の新規締結を推進し、担い手の育成・確保や女性の農業経営参画、地域社会への参画など人材の育成確保等について推進したが、新規締結には結びつかなかった。 現在締結件数 92件 (R2新規契約1件 破棄0件)  ・認定農業者の更新申請の際、家族経営協定締結への啓発活動を行う。更新申請案内発送予定:197件。 ・2020年度新規家族協定締結件数1件。	【成果・効果内容】 ・新規締結件数については目標値を達成することができなかった。 【課題】 ・近年、新規協定締結件数が伸び悩んでいるが、最近の傾向として県・市の補助金制度利用の際に締結を求められるケースの相談が増えていることから、家族経営協定の必要性や趣旨等について情報発信を行い、引き続き普及促進に努めることとする。  【成果・効果内容】 2020年度家族経営協定新規締結件数が1件。(締結農家数89件) 【課題】 現状の制度周知を継続する。	○	・農水振興課、農協等と連携しながら家族経営協定の推進を図ることとし、今年度の新規締結件数の目標を前年度と同様の2件とする。  ・認定農業者の更新申請の際、家族経営協定締結への啓発活動を行う。更新申請案内発送予定:255件。 ・2021年度新規家族協定締結件数3件。	農業委員会  農林水産課
<b>施策の方向 ②次世代を担う人材の育成【女性活躍推進計画】</b>									
No.	女性	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業実施	2021年度 事業計画	担当課
71	女性	女性リーダーの育成	・県が認定する農村地域生活アドバイザー(農村女性リーダー)や地域生活改善グループ等で活躍する女性に対し、方針決定の場に参画できる力をつける機会を提供する	・市・県新発田地域振興局共催の「あくりウーマン・ネット」知恵のわ」の開催(新発田市)を予定し、交流機会の創出を図る。 ・若い担い手にも声掛けをし、交流を深めることで、次世代のリーダー育成へとつなげる。	市・県新発田地域振興局共催の「あくりウーマン・ネット」知恵のわ」の開催(新発田市)が新型コロナウイルス感染拡大予防から次年度へ延期。	【成果・効果内容】 ・未実施のため、無し 【課題】 ・未実施のため、無し	×	・市・県新発田地域振興局共催の「あくりウーマン・ネット」知恵のわ」の開催(新発田市)を予定し、交流機会の創出を図る。 ・若い担い手にも声掛けをし、交流を深めることで、次世代のリーダー育成へとつなげる。	農林水産課
72	女性	農林水産業における男女共同参画について普及啓発	・農村地域生活アドバイザー等活躍する女性に対し、各種審議会等女性委員の登用を推進する	・農村地域生活アドバイザー等活躍する女性に対し、各種女性委員の登用を推進する。	・市アドバイザーから、人・農地プランの検討会に2名、新発田市食料・農業振興協議会に1名、男女共同参画審議会に1名を登用した。	【成果・効果内容】 市アドバイザーから、人・農地プランの検討会に2名、新発田市食料・農業振興協議会に1名、男女共同参画審議会に1名を登用した。 【課題】 引き続き各種女性役員の登用を推進する。。	○	・農村地域生活アドバイザー等活躍する女性に対し、各種女性委員の登用を推進する。	農林水産課
<b>施策の方向 ③女性による起業への支援【女性活躍推進計画】</b>									
No.	女性	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業実施	2021年度 事業計画	担当課
73	女性	商工業等自営業における女性による起業への支援	・女性の起業・創業に必要な知識及び実践的能力を高め、起業手続き等の各種情報発信を行い、女性の起業を支援する	・新発田商工会議所と連携し、創業に必要な知識及び実践的能力の習得を目的としたセミナーを実施する。 ・市ホームページを通して、起業諸手続きや各種情報についての情報発信を行う。	・新発田商工会議所及び各商工会と連携し、創業希望者が創業までに必要な知識や、各支援制度の周知を図った。	【成果・効果内容】 ・各種支援制度の周知を行った。令和2年度の創業者数11名のうち、5名が女性であった。 【課題】 ・引き続き創業に興味のある方への周知を行う必要がある。	○	・新発田商工会議所と連携し、創業に必要な知識及び実践的能力の習得を目的としたセミナーを実施する。 ・市ホームページを通して、起業諸手続きや各種情報についての情報発信を行う。	商工振興課
74	女性	農業女性グループの起業支援	・農産物の6次産業化など、新しいビジネス展開を支援する ・これまで農村女性が地域のなかで育んできた技術や活動の実績を生かすため、起業を志向する女性に支援を行う	・市アドバイザーの会総会において、研修会を行い、アドバイザー同士の交流の場と、更なる知識の習得を促す機会とする。	・新型コロナウイルス感染拡大予防から研修会は中止。今後の会の運営について会員同士で話し合いを行った。	【成果・効果内容】 自信の意見の発信・情報共有に必要な能力の向上につながった。 【課題】 若い担い手へ情報発信が必要	△	・市アドバイザーの会総会において、研修会を行い、アドバイザー同士の交流の場と、更なる知識の習得を促す機会とする。	農林水産課
<b>基本目標4 男女がともに安心して暮らせるまちづくり</b>									
<b>重点目標(1)生涯を通じた女性の健康支援 ～リプロダクティブ・ヘルス/ライツ～</b>									
<b>施策の方向 ①生涯を通じた男女の健康支援</b>									
No.	女性	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業実施	2021年度 事業計画	担当課
75	男女	男女の健康支援	・男女ともいきいきとした生活が送れるよう健康増進対策を推進する	・子どもの頃からの健全な生活習慣の確立を図り、生活習慣病を予防するため、啓発イベント等を実施する	・健康づくりカレンダー作成(9,000部) 健康ウォーク手帳発行(1,300部) ・20万歩チャレンジ、チームチャレンジ実施	【成果・効果内容】 市民の健康づくり意識向上のため、カレンダーやウォーク手帳作成などできる範囲で啓発活動を行った。 【課題】 新型コロナウイルス感染症により、大勢の市民を集めたイベント型の事業は実施が難しい状況であり、今後、事業実施について、根本から見直しや再検討が必要である。	△	子どもの頃からの健全な生活習慣の確立を図り、生活習慣病を予防するため、啓発イベント等を実施する。	健康推進課
76	男女	スポーツを通じた健康支援	・年齢や性別、心身の障害の有無に関わらず、スポーツを通じた健康づくりを推進する	春RUN漫しばたジョギング大会in加治川桜堤や城下町しはたスポーツフェスタ等を開催し、誰もが気軽に参加できる場を提供する。 【中止】春RUN漫しばたジョギング大会in加治川桜堤 4/12(日) 【中止】春RUN漫しばたジョギング大会in加治川桜堤 4/12(日)※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため。	【中止】春RUN漫しばたジョギング大会in加治川桜堤 4/12(日) ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため。 【中止】城下町しはたスポーツフェスタ 9/27(日) ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため。	【成果・効果内容】 無し 【課題】 未実施のため無し	×	春RUN漫しばたジョギング大会in加治川桜堤や城下町しはたスポーツフェスタ等を開催し、誰もが気軽に参加できる場を提供する。	スポーツ推進課

「第4次しばた男女共同参画推進プラン」2021実施計画調査票

○:事業実施 △:一部実施 ×:未実施 ■:廃止

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業 実施	2021年度 事業計画	担当課
<b>施策の方向 ②乳がん、子宮頸がん検診等の受診啓発</b>									
No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業 実施	2021年度 事業計画	担当課
77		検診受診率の向上	・自主的に健康づくりのため健(検)診を受けるよう、広報誌やパンフレット等での啓発を行う ・がん検診推進事業の実施	・自主的に健康づくりのため健(検)診を受けるよう、広報誌やパンフレット等での啓発を行う ・申込者及び対象年齢である未申込者への案内通知のほか、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業等を活用するとともに、無料対象者に検診の重要性、必要性を周知し実施する。	・19歳以上の健(検)診の対象者について、広報誌やパンフレット等で啓発を実施した。 ・未申込者、未受診者に対しコール・リコールを実施し検診受診の必要性等、健康意識の向上を図った。(受診者数 乳がん検診3123人・受診率19.0%、子宮頸がん検診 2267人・受診率10.9%)	【成果・効果内容】 乳がん、子宮頸がんの早期発見、早期治療及び予防のため、受診への助成事業及び啓発活動を行った。 【課題】 今後も引き続き、受診無料対象者への周知を行うとともに、乳がん、子宮頸がん全体の受診率向上を図る必要がある。	○	・自主的に健康づくりのため健(検)診を受けるよう、広報誌やパンフレット等での啓発を行う。 ・申込者及び対象年齢である未申込者への案内通知のほか、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業等を活用するとともに、無料対象者に検診の重要性、必要性を周知し実施する。	健康推進課 保健年金課

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業 実施	2021年度 事業計画	担当課
<b>施策の方向 ③妊娠、出産等に関する健康支援</b>									
No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業 実施	2021年度 事業計画	担当課
78		妊娠、出産等に関する助成事業	・妊婦一般健診、血液検査、超音波検査等の受診券交付による助成 ・不妊治療費の一部を助成する ・妊娠期間中の医療費の自己負担分の一部を助成する	・不妊治療費について、医師が認める不妊治療費の一部について助成する。 ・母子健康手帳交付時に妊婦一般健診、血液検査、超音波検査等の受診券を交付し助成する。 ・第3子以降出産費について、出産育児一時金を控除した額について助成を行う。	・不妊治療費、第3子以降出産費の一部を助成した。また、妊婦一般健診・血液検査・超音波検査等受診券を交付し、助成を行った。 (件数・不妊治療70件・第3子以降出産費助成98件・妊婦一般健診等7277件)	【成果・効果内容】 ・妊婦期間中の医療費の自己負担分の一部を助成する妊産婦医療費助成事業を継続した。 【課題】 ・非課税世帯を対象としているため申請件数は少ないが、安心して妊娠・出産できる環境づくりに必要な事業として今後も継続していきたい。	○	・不妊治療費について、医師が認める不妊治療費の一部について助成する。 ・母子健康手帳交付時に妊婦一般健診・血液検査・超音波検査等の受診券を交付し助成する。 ・第3子以降出産費について、出産育児一時金を控除した額について助成を行う。	健康推進課
			・妊娠期間中の医療費の自己負担分の一部を助成する妊産婦医療費助成事業を継続する。	・申請1人(助成件数1件)			○	・妊娠期間中の医療費の自己負担分の一部を助成する妊産婦医療費助成事業を継続する。	こども課

**重点目標(2)女性や子どもに対するあらゆる暴力の根絶**

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業 実施	2021年度 事業計画	担当課
<b>施策の方向 ①ドメスティック・バイオレンス(配偶者等からの暴力)、セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)等の相談窓口の強化と意識啓発</b>									
No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業 実施	2021年度 事業計画	担当課
79		相談窓口の充実、強化	・関係機関と連携を図り、DV等の相談に応じるとともにDV相談カードを庁舎はじめ公共施設などに配置し、相談場所等について周知をする	引き続き、関係機関と連携を図り、DV等の相談に応じる。気軽に相談できるよう市民への周知を徹底する。	・DV等相談者の状況に応じて、こども課や健康推進課等と連携して対応した他、緊急性のあるケースは警察署や母子生活支援施設等適切な機関に繋ぎ、相談者の支援を行った。(相談延べ件数91件)	【成果・効果内容】 関係機関と連携を図り、相談者一人ひとりに寄り添った対応をすることができた。 【課題】 相談窓口として認知が不足している。	○	引き続き、関係機関と連携を図り、DV等の相談に応じる。気軽に相談できるよう市民への周知を徹底する。	社会福祉課
			・関係機関と連携を図り、DV等の相談に応じるための準備を行い、DV相談カードを庁舎はじめ公共施設などに配置し、相談場所等について周知をする	・関係機関と連携を図り、DV等の相談に応じるための準備を行い、DV相談カードを記載した名刺サイズカードを作成し、駅前複合施設イクネス(しばた)、市役所(春日しばた)、各支所・生涯学習センター、中央公民館のトイレ(個室)に設置し、相談場所や電話相談についての周知を図った。	・関係機関と連携を図り、DV等の相談に応じるための準備を行い、DV相談窓口を記載した名刺サイズカードを作成し、駅前複合施設イクネス(しばた)、市役所(春日しばた)、各支所・生涯学習センター、中央公民館のトイレ(個室)に設置し、相談場所や電話相談についての周知を図った。	【成果・効果内容】 公共施設などにDV相談カードを配置し、相談場所等について周知を図ることができた。 【課題】 今後も引き続き、相談場所等の周知を行う。	○	・関係機関と連携を図り、DV等の相談に応じるための準備を行い、DV相談カードを庁舎はじめ公共施設などに配置し、相談場所等について周知をする	人権啓発課
80		広報、啓発活動	・女性の人権週間、暴力をなくす運動やセクシュアル・ハラスメント相談窓口などのポスター掲示や市のホームページに掲載し、啓発を行う ・若者層向けにデートDV予防教育や啓発を行う ・加害者更生に関する国等の調査研究の情報について、情報収集と情報提供を行う	・男女共同参画週間に合わせて、弁護士による女性のための法律相談や、「女性の人権ホットライン」強化週間について、「広報しばた」に掲載する。 ・男女共生市民講座において、相談体制等について啓発を行う。	・広報したば掲載 2月15日「弁護士による女性のための無料相談会」 ポスター掲示 女性に対する暴力をなくす運動について11月12日から25日 新潟県男女平等推進室相談カレンダー設置 主要施設 12か所 市内6高校新1年生に、デートDVが掲載されたリーフレットを配布した。	【成果・効果内容】 男女共同参画週間に合わせて、女性のための無料相談会について「広報しばた」に掲載し、啓発を行った。また、新潟県男女平等推進室相談室の周知を行った。 【課題】 相談窓口等のさらなる周知を行う	○	・男女共同参画週間に合わせて、弁護士による女性のための法律相談や、「女性の人権ホットライン」強化週間について、「広報したば」に掲載する。 ・男女共生市民講座において、相談体制等について啓発を行う。	人権啓発課

**施策の方向 ②強制わいせつなど性犯罪及びインターネット等における過度の性的表現の防止策の徹底**

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業 実施	2021年度 事業計画	担当課
No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業 実施	2021年度 事業計画	担当課
81		パトロールの強化	・関係課が連携し、青少年健全育成協議会等で行う街頭パトロールの体制を強化する	・関係機関、地区育成協議会、指導委員等と連携し、街頭パトロールを実施する。	市内巡回回数 104 回 指導総数 172 件	【成果・効果内容】 青少年が安心して生活ができるよう不審者が確認された地域への重点的なパトロールを実施した。 【課題】 指導委員の高齢化及び人員確保	○	・関係機関、地区育成協議会、指導委員等と連携し、街頭パトロールを実施する。	青少年健全育成センター
82		学校への指導・啓発	・各学校で機会を設け、性犯罪の実態把握や、防止策として護身術などの学習を行う ・メディアリテラシー教育(情報を評価・識別する)を推進する	・全小中学校でCAPプログラムを取り入れ、いじめや不審者などから身を守る方策を具体的に学ぶ。 ・各学校において、メディアリテラシー教育を推進し、ネットトラブルに関する学習を深める。	・全小中学校でCAPプログラムを実施し、児童生徒、保護者、教職員、それぞれに対してワークショップを行った。 ・全小中学校で、メディアコントロール、メディアリテラシー教育を実施した。	【成果・効果内容】 CAPプログラムに参加した児童生徒や保護者からは、いじめや不審者への具体的な対応策を学ぶことができ、問題に対するスキルを学ぶことができたという声が聞かれた。 【課題】 CAPプログラムに参加する保護者が少ない。保護者の参加を促す工夫が必要である。ネットトラブルは依然として起きている。SNSの利用の仕方について、さらに指導が必要である。	○	・全小中学校でCAPプログラムを取り入れ、いじめや不審者などから身を守る方策を具体的に学ぶ。 ・各学校において、メディアリテラシー教育を推進し、ネットトラブルに関する学習を深める。	学校教育課

「第4次しばた男女共同参画推進プラン」2021実施計画調査票

○:事業実施 △:一部実施 ×:未実施 ■:廃止

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業 実施	2021年度 事業計画	担当課
<b>施策の方向 ③児童虐待防止策の推進</b>									
No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業 実施	2021年度 事業計画	担当課
83	女 活	児童虐待への対応	・新発田市要保護児童対策地域協議会において、関係機関等との更なる連携強化を図り、児童虐待等要保護児童や特定妊婦に関する情報の共有や適切な支援のための協議を行う ・児童虐待への関心を高め、早期発見、早期対応へつながるための支援を行う	・児童虐待の未然防止、早期発見、早期支援に向け、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と連携しながら、適切な支援を行う。	・虐待を受けている児童をはじめとする要支援児童等の適切な保護や支援を行うため、要保護児童対策地域協議会において各種会議を開催した。 代表者会議 1回、実務者会議 4回 個別ケース検討会議開催数 60回 ・虐待対応力向上のため、関係機関向け研修会を開催。ホームページやメール等を活用した児童虐待について啓発活動を行った。	【成果・効果内容】 要保護児童対策地域協議会を活用し、支援対象児童等の情報共有を行い、関係機関と連携し、支援にあたった。 【課題】 ケースの課題が複雑化している。関係機関との連携を密に、迅速・適切な支援にあたり、児童虐待の未然防止、早期発見、早期支援に努める必要がある。	○	・児童虐待の未然防止、早期発見、早期支援に向け、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と連携しながら、適切な支援を行う。	こども課
84	女 活	育児相談の実施	・育児相談、育児教室、児童家庭相談、こども発達相談など各種相談事業を行い、虐待等の早期発見や予防に努める	・切れ目ない支援が行えるよう、子どもの養育に関する電話や家庭訪問等による相談及び指導を行う。	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、育児相談会や育児教室は、開催の見合わせまたは縮小して実施した。電話相談、かかりつけ保健師による訪問指導等を行い、発達の遅れや育児不安への対応、虐待の早期発見や予防に努めた。(育児教室19回113人・電話相談1162件・訪問1718件)	【成果・効果内容】 保護者への相談対応等により、育児不安の解消や関係機関との連携による虐待等の早期発見、予防への支援を行うことができた。 【課題】 SOSを出せず、周囲の支援にたどり着けない保護者へのアプローチについて検討していく必要がある。	○	・切れ目ない支援が行えるよう、子どもの養育に関する電話や家庭訪問等による相談及び指導を行っている。	健康推進課
				・子どもの養育に関する相談及び指導を行う。	・子育てに不安を持つ保護者が安心して子育てができるよう、養育に関する相談が必要な指導を行った。 児童家庭相談案件数 381件	【成果・効果内容】 保護者からの相談に応じ、必要に応じ関係機関へ繋げた。 【課題】 ・児童虐待の未然防止、早期発見、早期支援のため、関係機関と連携し支援にあたる必要がある。	○	・子どもの養育に関する相談及び指導を行う。	こども課
85	女 活	教育相談の実施	・子ども教育相談を行い、家庭での問題等に対し適切なアドバイスを行う	・教育相談ならびに就学相談を行い、保護者の養育に関わる相談支援を行う ・市要保護児童対策地域協議会に参画し、対象児童生徒に関わる相談支援を行う	・教育相談ならびに就学相談を行い、保護者の養育に関わる相談支援を行った。 ・市要保護児童対策地域協議会に参画し、対象児童生徒に関わる相談支援を行った。	【成果・効果内容】 不安や悩みを抱える保護者に適切にアドバイスを与えることができた。 【課題】 不安や悩みの原因は多岐にわたっており、関係各課や関係機関との密接な連携が必要である。	○	・教育相談ならびに就学相談を行い、保護者の養育に関わる相談支援を行う。 ・市要保護児童対策地域協議会に参画し、対象児童生徒に関わる相談支援を行う。	学校教育課

**重点目標(3)貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備**

**施策の方向 ①生活困窮者への自立促進支援【女性活躍推進計画】**

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業 実施	2021年度 事業計画	担当課
86	女 活	生活困窮者への自立促進支援	・生活困窮者の相談支援を行う ・相談窓口の措置	・市窓口や地域に向いて、相談支援を実施する。 ・関係課や関係機関への事業周知や協力依頼により、潜在的な生活困窮者を支援につなげる。	・社会福祉課生活支援係で生活困窮に関する相談支援を実施。令和元年度は延べ230人からの相談を受けた。 ・相談者の課題に応じた個別の支援プランを62件作成し、自立に向けた支援を行った。	【成果・効果内容】 関係機関と連携して、生活困窮者を発見、課題の解決に取り組むことができた。 【課題】 ひきこもり等長期未就労者を支援につなげる必要がある。	○	・市窓口や地域に向いて、相談支援を実施する。 ・関係課や関係機関への事業周知や協力依頼により、潜在的な生活困窮者を支援につなげる	社会福祉課

**施策の方向 ②ひとり親家庭等への支援の充実【女性活躍推進計画】**

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業 実施	2021年度 事業計画	担当課
87	女 活	ひとり親家庭の支援のための総合窓口の設置	・ひとり親家庭の支援に向けての総合窓口の設置	・ハンフレットの随時更新と、ひとり親家庭の不安や悩みを解消できるよう、一人ひとりに寄り添った対応をこころがける。	・ひとり親家庭が生活していく中でおこる経済的な負担や不安などを少しでも軽減するために、ひとり親家庭の方が利用できる相談機関や制度などを紹介ハンフレットを窓口等で配布し、ホームページ上でも閲覧できるようにした。	【成果・効果内容】 ハンフレットを元に相談に応じる機会が増え、ひとり親家庭の不安や悩みを直接聞き取ることができた。 【課題】 現状の制度ではひとり親のニーズに合致していない部分もあり、今後の課題である。	○	・ハンフレットの随時更新と、ひとり親家庭の不安や悩みを解消できるよう、一人ひとりに寄り添った対応をこころがける。	社会福祉課
88	女 活	児童扶養手当の支給	・ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図る	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、今年度も適正に手当を支給する。	・ひとり親家庭が生活していく中でおこる経済的な負担や不安などを少しでも軽減するために、ひとり親家庭の方が利用できる相談機関や制度などを紹介ハンフレットを窓口等で配布し、ホームページ上でも閲覧できるようにした。	【成果・効果内容】 ハンフレットを元に相談に応じる機会が増え、ひとり親家庭の不安や悩みを直接聞き取ることができた。 【課題】 現状の制度ではひとり親のニーズに合致していない部分もあり、今後の課題である。	○	・ハンフレットの随時更新と、ひとり親家庭の不安や悩みを解消できるよう、一人ひとりに寄り添った対応をこころがける。	社会福祉課
89	女 活	ひとり親家庭等の医療費の助成	・ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図るため、扶養者と児童の医療費の本人負担の一部を助成する	ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として、今年度も扶養者と児童の医療費の本人負担の一部助成を今年度も適正に執行する。	・ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当を支給した。事業費実績312,824千円	【成果・効果内容】 手当を支給することで、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援することができた。 【課題】 国の制度であるため、適正な執行が求められる。	○	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、今年度も扶養者と児童の医療費の本人負担の一部助成を今年度も適正に執行する。	社会福祉課
90	女 活	高等職業訓練促進給付金制度	・ひとり親家庭等の扶養者が就業に結びつきやすい資格取得のための修業を支援し、経済的自立の促進を図る	・ひとり親家庭等の扶養者が就業に結びつきやすい資格取得のための修業の支援を目的とし、訓練促進給付金及び修了支援給付金を支給する。	・ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とした。扶養者と児童の医療費の本人負担の一部を助成した。事業費実績44,656千円	【成果・効果内容】 扶養者と児童の医療費の本人負担の一部を助成することで、ひとり親家庭の保健の向上と福祉の増進を図ることができた。 【課題】 県の制度であるため、適正な執行が求められる。	○	ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とし、今年度も扶養者と児童の医療費の本人負担の一部助成を今年度も適正に執行する。	社会福祉課
91	女 活	自立支援教育訓練給付金制度	・ひとり親家庭等の扶養者の主体的な能力開発の取組を支援し、自立の促進を図る	ひとり親家庭等の扶養者の主体的な能力開発の取組の支援を目的とし、今年度も教育訓練講座の受講費の一部を助成する。	・ひとり親家庭等の扶養者が就業に結びつきやすい資格取得のための修業の支援を目的とし、訓練促進給付金を支給した。支援実績9名	【成果・効果内容】 訓練促進給付金を支給することで、ひとり親家庭等の扶養者が就業に結びつきやすい資格取得のための就業の支援を行うことができた。 【課題】 国の制度であるため、適正な執行が求められる。	○	ひとり親家庭等の扶養者が就業に結びつきやすい資格取得のための修業の支援を目的とし、今年度も訓練促進給付金及び修了支援給付金を支給する。	社会福祉課

「第4次しばた男女共同参画推進プラン」2021実施計画調査票

○:事業実施 △:一部実施 ×:未実施 ■:廃止

No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業 実施	2021年度 事業計画	担当課
<b>重点目標(4)性を理解・尊重するための啓発活動の推進</b>									
<b>施策の方向 ①性に関する正しい認識と理解についての啓発活動</b>									
No.	女 活	事業名	第4次プラン事業内容	2020年度 事業計画	2020年度 事業実績	2020年度事業の成果と課題	事業 実施	2021年度 事業計画	担当課
92		広報、啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新発田地区助産師会等の関係機関と連携し、性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての情報提供や意識啓発を行う</li> <li>・児童生徒に対するがんや性感染症予防に関する教育を実施するため、教材の貸出を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報しばたや市ホームページ等で、性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての情報提供や意識啓発を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新発田地区助産師会と協力し、男女共生市民講座を計画する予定であったが、コロナ感染症拡大により企画を中止。人権フェスティバルではパネル展示で啓発活動を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【成果・効果内容】</li> <li>・パネル展示だけでも啓発活動を行うことができた。</li> <li>【課題】</li> <li>・新発田地区助産師会と協力し、性と生殖に関する意識を啓発する事業を実施する。</li> </ul>	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報しばたや市ホームページ等で、性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての情報提供や意識啓発を行う</li> </ul>	人権啓発課
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・命や自分の体を大切にしている教育等に使用する教材(赤ちゃん人形等)の貸出を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の要望に応じて教育の場へ教材(赤ちゃん人形等)の貸し出しを行った。(赤ちゃん人形2回(延4体))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【成果・効果内容】</li> <li>・命や自分の体を大切にしているための教育の場に教材を貸し出し、普及啓発を行った。</li> <li>【課題】</li> <li>・さらに貸出件数が伸ばしていけるよう周知を行っていく必要がある。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・命や自分の体を大切にしているための教育の場で使用する教材(赤ちゃん人形等)の貸出を引き続き行っていく。</li> </ul>	健康推進課
93		学習指導要領に基づく性に関する教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育科・保健体育科を中心に、小・中学校で性に関する指導を継続的に、心身の発育・発達と健康、中絶や性感染症等の予防などに関する正しい知識を確実に身につけさせる</li> <li>・特別活動等で生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、思いやりや望ましい人間関係の構築と関連づけて指導する</li> <li>・自己管理能力や自分らしい生き方の確立を目指し、集団指導と個人指導との関連を図りながら指導を進める。必要な場合は健康相談等につなげる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校の保健体育の学習の時間を中心に、今後も性に関する指導を行い、特に中学校では、性感染症や中絶に対する正しい知識について指導を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校の保健体育の学習の時間を中心に、性に関する指導を行い、特に中学校では、性感染症や中絶に対する正しい知識について指導を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【成果・効果内容】</li> <li>・性感染症や人工妊娠中絶等に関する正しい知識を得る児童・生徒が増加した。</li> <li>【課題】</li> <li>・性教育に対する取組には学校間や教師間で温度差があり、意識の向上を推進する必要がある。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校の保健体育の学習の時間を中心に、今後も性に関する指導を行い、特に中学校では、性感染症や中絶に対する正しい知識について指導を行う。</li> </ul>	学校教育課
94		保護者会等での学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校で小・中学生を持つ保護者を対象に学習の機会をもつ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒・保護者の実態に応じて、PTA主催の講演会や児童生徒の学習の場に保護者が同席する形でネットを介した性に関するトラブルの学習の機会を引き続き設ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒・保護者の実態に応じて、PTA主催の講演会や児童生徒の学習の場に保護者が同席する形でネットを介した性に関するトラブルの学習を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【成果・効果内容】</li> <li>・各校の実態に合わせて学年PTA等で講演会や学習会を実施し、SNSなどインターネットを介した性に関するトラブルの実態を示して、トラブル防止の啓発につながった。</li> <li>【課題】</li> <li>・依然として、SNSなどのインターネットトラブルはなくなりため、家庭におけるルール作りなどの対策を推進する必要がある。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒・保護者の実態に応じて、PTA主催の講演会や児童生徒の学習の場に保護者が同席する形でネットを介した性に関するトラブルの学習の機会を引き続き設ける。</li> </ul>	学校教育課